

# ふじし障 害 者 プ ラ ン

第 5 次 富 土 市 障 害 者 計 画

第 7 期 富 土 市 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 富 土 市 障 害 児 福 祉 計 画

令 和 6 年 3 月

富 土 市

はじめに

令和6年3月

富士市長 小長井 義正

# 目 次

## 第1章 ふじし障害者プランの概要

1. ふじし障害者プランとは	1
2. 計画策定の趣旨・背景	2
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間	8
5. 計画策定の経緯	9

## 第2章 障害者の現状

1. 富士市の人口構造	10
2. 障害者手帳の所持状況等	11
3. 障害福祉サービスの利用状況	16

## 第3章 富士市障害者計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	26
2. 計画の対象となる障害者とは	27
3. 計画の基本的視点	28
4. 計画の基本目標	30
5. 計画の推進体制	32
6. 企業や団体等とのパートナーシップ	33

## 第4章 施策の展開

分野ごとの施策の体系一覧	35
--------------	----

### **基本目標 1** 互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり

1. 差別の解消と権利擁護、相互交流の促進	37
(1) 障害を理由とする差別解消の推進	
(2) 障害のある人の権利擁護の推進と障害者虐待の防止	
(3) 関係団体との協働の推進	

2. 相互理解の促進	40
(1) 相互理解の促進	
(2) ふれあい、交流の機会の充実	
(3) 福祉教育の推進	
3. 情報保障の推進	45
(1) 情報、コミュニケーション支援の充実	
(2) 行政情報の取得しやすさの向上	

## **基本目標2** いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり

1. 生活支援の充実	48
(1) 生活支援体制の整備	
(2) 在宅サービス等の充実	
(3) 福祉用具の利用支援	
(4) 人材の育成	
2. 保健・医療の充実	54
(1) 疾病の予防、早期発見、治療	
(2) 障害のある人への保健、医療の充実	
(3) 精神保健、医療の推進	

## **基本目標3** 自分の力を育み、発揮できるまちづくり

1. 早期療育の充実	61
(1) 障害の早期発見のための対策の充実	
(2) 早期療育の充実	
2. 教育の振興	64
(1) 障害のある児童、生徒への支援の充実	
(2) 学校卒業後の支援体制の充実	
3. 雇用・就労、経済的自立の支援	69
(1) 雇用・就労の支援	
(2) 経済的自立の支援	
4. 施設や病院からの地域生活への移行の促進	73
(1) 日中活動の充実	
(2) 地域生活への移行と定着	

## 基本目標 4 安全で安心な住みやすいまちづくり

- 1. 安全で快適な生活環境の整備 . . . . . 77
  - (1) 住宅、建築物などのバリアフリー化の推進
  - (2) 交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進
- 2. 防火・防災、防犯対策の推進 . . . . . 81
  - (1) 災害対策
  - (2) 住宅等の防災、防火対策
  - (3) 地域の防犯

## 第 5 章 障害福祉計画・障害児福祉計画

- 1. 障害福祉計画、障害児福祉計画の概要 . . . . . 85
- 2. 令和 8 年度の成果目標の設定 . . . . . 88
- 3. 障害福祉サービスの見込数値 . . . . . 92
- 4. 地域生活支援事業の見込数値 . . . . . 107
- 5. 発達障害者の支援 . . . . . 113
- 6. 高次脳機能障害者の支援 . . . . . 113
- 7. 基盤整備計画 . . . . . 114

# 第1章 ふじし障害者プランの概要

## 1. ふじし障害者プランとは

---

はじめに、この「ふじし障害者プラン」は、障害者基本法に基づく「富士市障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以後「障害者総合支援法」と言います。）に基づく「富士市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「富士市障害児福祉計画」という3つの計画からできています。

「富士市障害者計画」は、障害者施策に関する基本となる事項を定める計画で、国の障害者基本計画と、県のふじのくに障害者しあわせプラン（静岡県障害者計画）を踏まえ、啓発・広報、生活支援、保健・医療、教育・療育、生活環境など、様々な分野にわたる施策の方向性を示すものです。

「富士市障害福祉計画」、「富士市障害児福祉計画」は、障害者計画に盛り込んだ生活支援のために必要な障害福祉サービスの提供体制の確保について具体的な目標を設定するもので、障害者計画の実施計画に当たるものとして策定しました。

富士市障害者計画は5回目、富士市障害福祉計画は7回目、富士市障害児福祉計画は3回目の策定になることから、本計画書ではそれぞれ「第5次富士市障害者計画」、「第7期富士市障害福祉計画」及び「第3期富士市障害児福祉計画」と表現しています。

「第5次富士市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期富士市障害福祉計画」と「第3期富士市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、この3つの計画を「ふじし障害者プラン」と総称するものです。

## 2. 計画策定の趣旨・背景

---

### (1) 第1次障害者計画の策定まで

富士市は、昭和54、55年の2年間、国から障害者福祉都市推進事業の指定を受け、生活環境改善事業、障害福祉サービス事業、心身障害児早期療育事業を推進し、福祉の風土づくりに努めてきました。

その後、平成4年には、在宅福祉や施設福祉のサービスについて具体的な数値目標を設定した「富士市地域福祉計画」を策定し、総合的な福祉施策の推進を図ってきました。

平成5年には「障害者基本法」が改正され、市町村に障害者計画策定の努力義務が課されることとなり、富士市においても、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年に「第1次富士市障害者計画」を策定し、障害者の自立と社会・経済・文化・スポーツ等あらゆる分野への参加の促進を図ってきました。

### (2) 第1次障害者計画から第4次障害者計画の策定

平成16年に障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別の禁止が基本理念に盛り込まれるとともに、市町村における障害者計画の策定が義務づけられました。

平成18年には国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以後「障害者権利条約」と言います。）が採択され、国内でも条約の批准に向けて国内法を整備し、障害者に係る制度の集中的な改革が進められました。

同年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神それぞれの障害ごとに規定されていた福祉サービスの給付を一元化するとともに、就労支援の取組が強化されることとなりました。

平成23年には障害者基本法が改正され、障害者の社会的障壁の定義の考え方の導入により拡大され、社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮がされなければならないとされました。

平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以後「障害者虐待防止法」と言います。）が成立し、障害者への虐待を防止し、権利利益を保護する仕組みが構築されました。これらにより、平成26年に条約は批准されました。

本市では、平成18年に「ふじし障害者プラン」（第2次富士市障害者計画、第1期富士市障害福祉計画）を策定し、共生社会の構築を進めるた

め、保健・福祉・医療・教育・就労・住宅・まちづくり・防災等多岐にわたる施策を体系化し、総合的・横断的な障害者施策の取組を推進しました。このうち、障害福祉計画については、計画期間を3年間とすることから、平成21年3月に、「第2期富士市障害福祉計画」を策定、平成24年には「第3次富士市障害者計画」と「第3期富士市障害福祉計画」を策定、平成27年には第4期富士市障害福祉計画を策定し、継続して福祉サービスの充実に努めてきました。

またその間には、平成25年に、それまでの障害者自立支援法に替わり、障害のある人の社会参加の機会の確保と地域社会における共生、社会的障壁の除去のための支援を総合的、計画的に行うことを基本理念として「障害者総合支援法」が施行されました。

さらに平成28年4月には、すべての人が障害の有無によって分け隔たられることなく、お互いに尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以後「差別解消法」と言います。）が施行されました。

このような障害施策の進展と障害のある人を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度には「第4次富士市障害者計画」と「第5期富士市障害福祉計画」「第1期富士市障害児福祉計画」を策定、令和3年度には「第6期富士市障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定し、様々な分野にわたって障害のある人の日常生活、社会生活を支援するための施策を展開するとともに、障害福祉サービスなどの提供体制の整備、拡充に努めてきました。

### （3）第5次障害者計画の策定に向けて

このような障害福祉施策の進展と障害のある人を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本市の総合的指針である「富士市総合計画」や、地域福祉関連施策の具現化を図るための指針である「富士市地域福祉計画」と連携し、富士市における障害施策の基本方向を示す「第5次富士市障害者計画」を策定するものです。



## 障害者施策のあゆみ

年度	富士市の施策	県・国・世界の動き
昭和 54・55 年	障害者福祉都市推進事業の指定	
昭和 56 年		国際障害者年
平成 4 年	「富士市地域福祉計画」策定	「障害者対策に関する新長期計画」策定（国）
平成 5 年		「障害者基本法」改正 「静岡県障害者対策行動計画（ふじのくに障害者プラン）」策定（県）
平成 6 年		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築の促進に関する法律」施行
平成 7 年		「障害者プラン」策定（国）
平成 9 年		「ふじのくに障害者プラン」実施計画策定（県）
平成 11 年	「ふじし障害者プラン」策定	
平成 12 年		「社会福祉法」改正 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行
平成 14 年		「障害者基本計画」策定（国） 「身体障害者補助犬法」施行
平成 15 年		支援費制度施行（障害福祉サービスの利用が措置から契約に） 「ふじのくに障害者プラン 21」策定（県）
平成 16 年	「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定	「障害者基本法」改正 「今後の障害保健施策について」（改革のグランドデザイン）策定（国）
平成 17 年	「富士市地域福祉計画」改定	「発達障害者支援法」施行

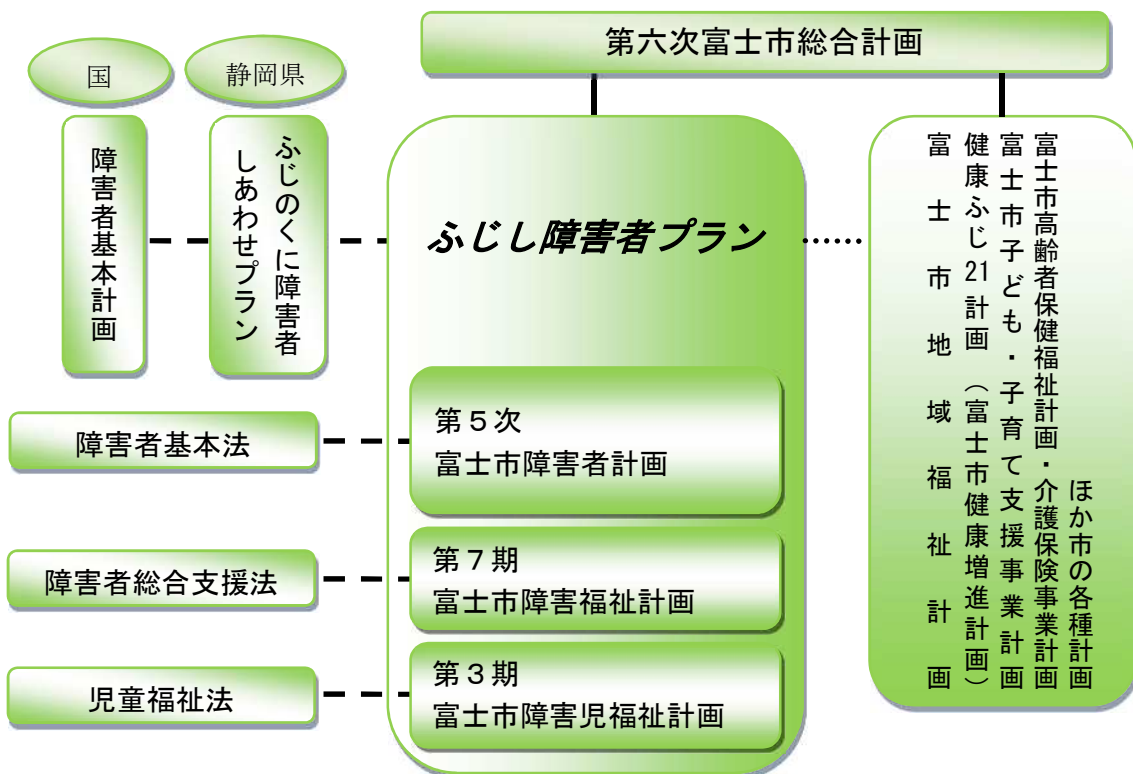
	富士市の施策	県・国・世界の動き
平成18年	「ふじし障害者プラン(第2次富士市障害者計画・第1期富士市障害福祉計画)」策定	「障害者権利条約」が国連で採択 「障害者自立支援法」施行 「教育基本法」改正 「学校教育法」改正 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
平成19年	「吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定	「障害者権利条約」署名 「重点施策実施5か年計画」策定
平成20年	「第2期富士市障害福祉計画」策定	
平成21年		内閣府に「障がい者施策改革推進本部」設置
平成22年	「富士市教育振興基本計画」策定 「富士市地域福祉計画」改定	「障害者制度改革推進のための基本的な方向について(第一次意見・第二次意見)」を公表 「障害者働く幸せ創出センター」開設(県)
平成23年	「ふじし障害者プラン(第3次富士市障害者計画・第3期富士市障害福祉計画)」策定	「障害者基本法」改正
平成24年		「障害者虐待防止法」施行
平成25年	「富士駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成26年	「第4期富士市障害福祉計画」策定	「障害者権利条約」批准
平成27年	「第4次富士市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定	「生活困窮者自立支援法」施行
平成28年		「障害者差別解消法」施行

	富士市の施策	県・国・世界の動き
平成29年	富士市ユニバーサル就労推進事業開始 「ふじし障害者プラン(第4次富士市障害者計画・第5期富士市障害福祉計画・第1期富士市障害児福祉計画)」策定	
平成30年		「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和元年		「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和2年	「第6期富士市障害福祉計画・第2期富士市障害児福祉計画」策定	「障害者雇用促進法」改正 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行
令和3年	「第5次富士市地域福祉計画」策定 「ユニバーサル就労推進基本計画」策定 「富士市成年後見制度利用促進計画」策定	「障害者差別解消法」改正 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和4年	「富士市手話言語条例」施行 「富士市子どもの権利条例」施行 「富士市バリアフリーマスタープラン」策定	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者権利条約に基づく政府報告の審査および障害者権利委員会による総括所見が国連で採択・公表

### 3. 計画の位置づけ

「富士市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障害者施策に関する基本的な事項を定めるものであり、国の「障害者基本計画」と県の「ふじのくに障害者しあわせプラン」を基本とし、本市における障害者の状況などを踏まえたものとします。また、「第六次富士市総合計画」並びに「富士市地域福祉計画」、「ふじパワフル85計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」等、本市の各種計画との整合性の取れたものとします。

「富士市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に、「富士市障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を見込み、サービス提供体制の確保に係る目標を定めるものであり、障害者計画に盛り込んだ生活支援のための実施計画に当たります。

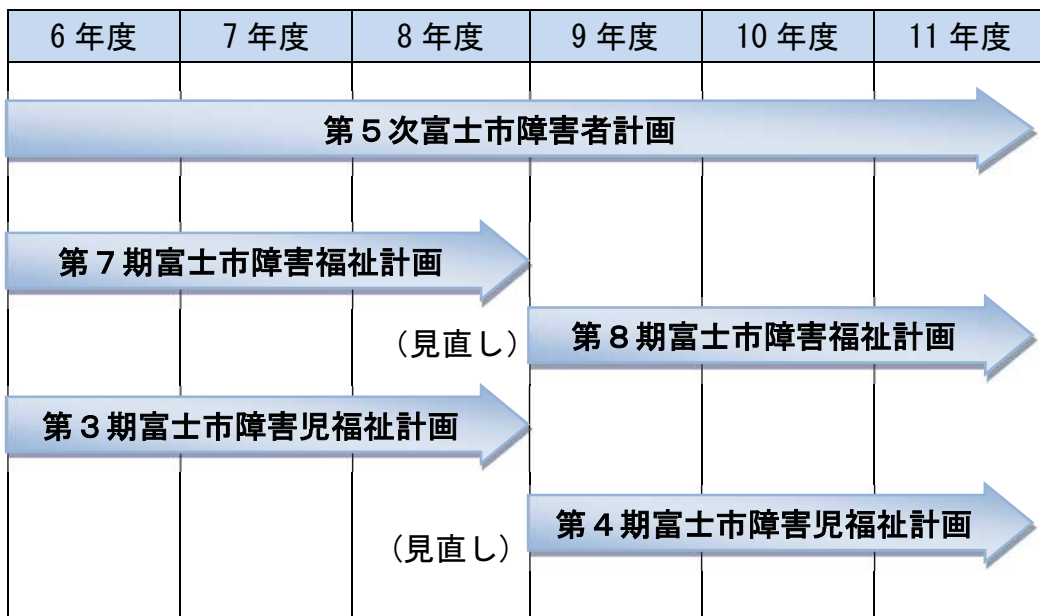


#### 4. 計画の期間

本計画のうち、障害者基本法に基づく「第5次富士市障害者計画」の計画期間を、令和6年度を初年度とした令和11年度までの6年間とします。

また、本計画のうち、「第7期富士市障害福祉計画」と「第3期富士市障害児福祉計画」については、障害福祉サービス、障害児通所支援などの提供体制整備のために国が定める基本的な指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の計画期間



## 5. 計画策定の経緯

---

本計画の策定に当たって、本市における障害者の状況を把握し、障害者及びその他の市民の意識調査を行うため、令和4年12月に、富士市に住む障害者手帳を所持する人（1,000人）と、障害者手帳を所持しない人（1,000人）を対象にアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービス等の利用量を見込むため、障害者支援施設入所者の地域移行の可能性と、就労支援事業利用者の一般就労の可能性について調査しました。

さらに、障害当事者、関係機関、障害福祉サービス事業者など様々な立場の方と、第4次富士市障害者計画に記載された各施策を所管する関係課職員とでグループワークを行い、本市における障害者を対象とする諸施策と、障害福祉サービスの現状と課題について、多数の意見が出されました。

これらをもとに作成した計画案について、各施策の担当課において施策の内容を確認した後、パブリックコメント制度により事前公表し、幅広く意見、提言を募集しました。

## 第2章 障害者の現状

### 1. 富士市の人口構造

本市の人口は、平成22年をピークに減少に転じ、第4次富士市障害者計画の計画年度中においても平成30年4月の254,203人から令和5年4月の248,368人へ5,835人減少しています。

年齢3区分人口は、65歳以上が一貫して増加し、令和6年度には構成比が29%を、令和10年度には30%を超えると予測されます。一方で、それ以外の年齢人口区分は減少し、少子高齢化が一層進むと予測されています。

富士市の総人口と人口構成の推移 (各年度4月1日現在)

年度	総人口 (人)	0～14歳		15～64歳		65歳～	
		人口 (人)	構成比	人口 (人)	構成比	人口 (人)	構成比
平成30年	254,203	32,812	12.91%	153,282	60.30%	68,109	26.79%
令和元年	253,410	32,092	12.66%	152,274	60.09%	69,044	27.25%
令和2年	252,605	31,341	12.41%	151,563	60.00%	69,701	27.59%
令和3年	251,616	30,770	12.23%	150,330	59.75%	70,516	28.03%
令和4年	250,030	30,170	12.07%	148,987	59.59%	70,873	28.35%
令和5年	248,368	29,238	11.77%	147,954	59.57%	71,176	28.66%
令和6年	247,271	28,411	11.49%	147,081	59.48%	71,779	29.03%
令和7年	245,891	27,695	11.26%	146,074	59.41%	72,122	29.33%
令和8年	244,618	27,050	11.06%	145,059	59.30%	72,509	29.64%
令和9年	243,273	26,457	10.88%	143,981	59.19%	72,835	29.94%
令和10年	241,842	25,903	10.71%	142,816	59.05%	73,123	30.24%
令和11年	240,319	25,351	10.55%	141,503	58.88%	73,465	30.57%

資料：住民基本台帳。ただし、令和6年度以降は第6次総合計画による推計値。

## 2. 障害者手帳の所持状況等

### (1) 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は全国的に減少傾向にあり、本市においても同様に減少傾向にあります。年代別の所持者数を見ると、18歳未満の所持者数は横ばい、18～64歳の所持者数は平成30年と比較すると増加、構成比も大きくなっています。65歳以上の所持者数は減少し、構成比も小さくなっています。

障害等級別に見ると、1級、2級の重度障害者が多く、手帳所持者のほぼ半数を占めています。障害別では、肢体不自由と内部障害の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持状況

(各年度4月1日現在)

年度	手帳所持者数 (人)	18歳未満		18～64歳		65歳以上	
		所持者 (人)	構成比	所持者 (人)	構成比	所持者 (人)	構成比
平成30年	9,080	166	1.83%	2,421	26.66%	6,493	71.51%
令和元年	9,156	197	2.15%	2,184	23.85%	6,775	74.00%
令和2年	9,047	174	1.92%	2,752	30.42%	6,121	67.66%
令和3年	8,902	183	2.06%	2,805	31.51%	5,914	66.43%
令和4年	8,866	163	1.84%	2,569	28.98%	6,134	69.18%
令和5年	8,604	157	1.82%	2,534	29.45%	5,913	68.73%

等級別所持者数 (人)

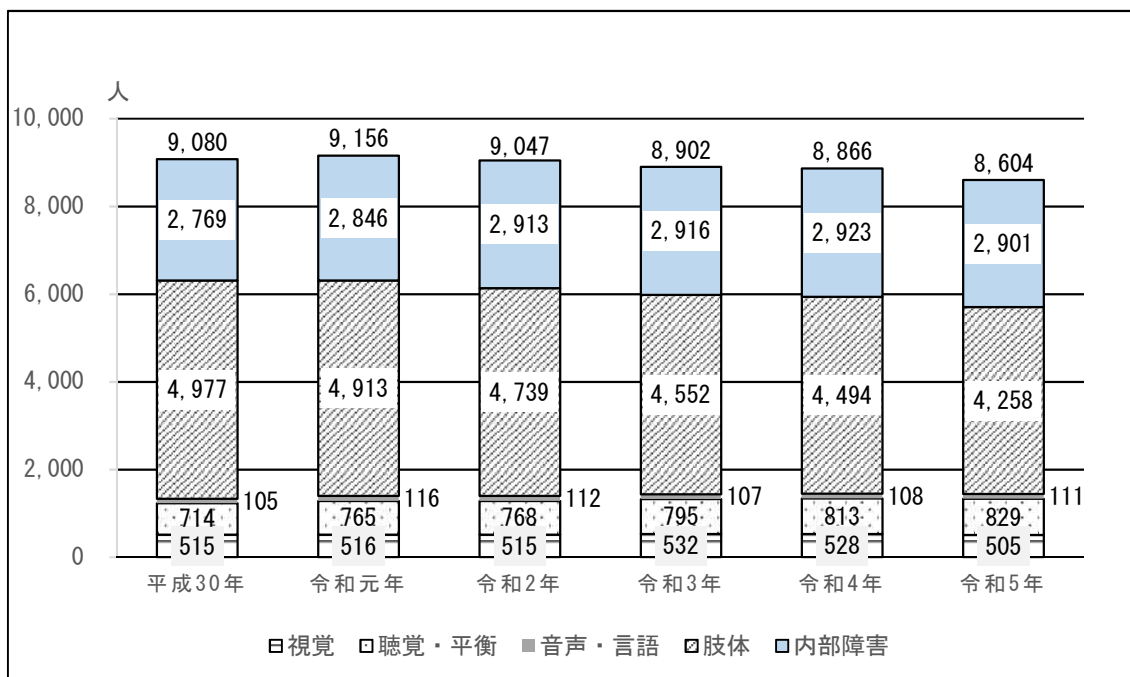
(各年度4月1日現在)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成30年	3,218	1,250	1,335	2,169	558	550
令和元年	3,184	1,252	1,389	2,211	553	567
令和2年	3,177	1,242	1,338	2,206	542	542
令和3年	3,167	1,287	1,275	2,116	520	537
令和4年	2,498	1,657	1,543	2,079	537	552
令和5年	3,149	1,213	1,235	1,981	495	531



## 障害別身体障害者手帳所持状況

(各年度4月1日現在)



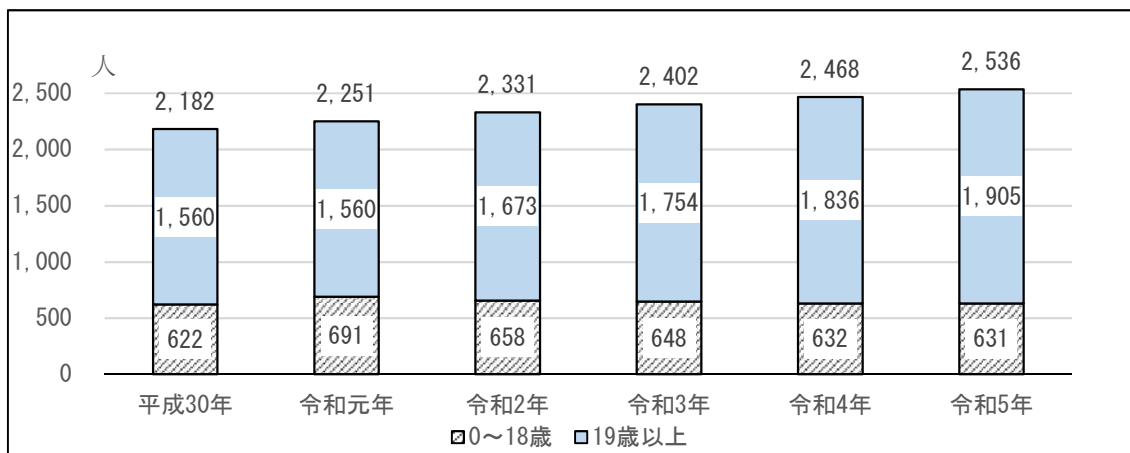
## (2) 知的障害者

知的障害のある人に交付される療育手帳の所持者数は、全国的に増加しており、本市においても同様に毎年増加しています。

重度、最重度の人にはA、中度、軽度の人にはBが交付されますが、いずれも増加する傾向にあります。

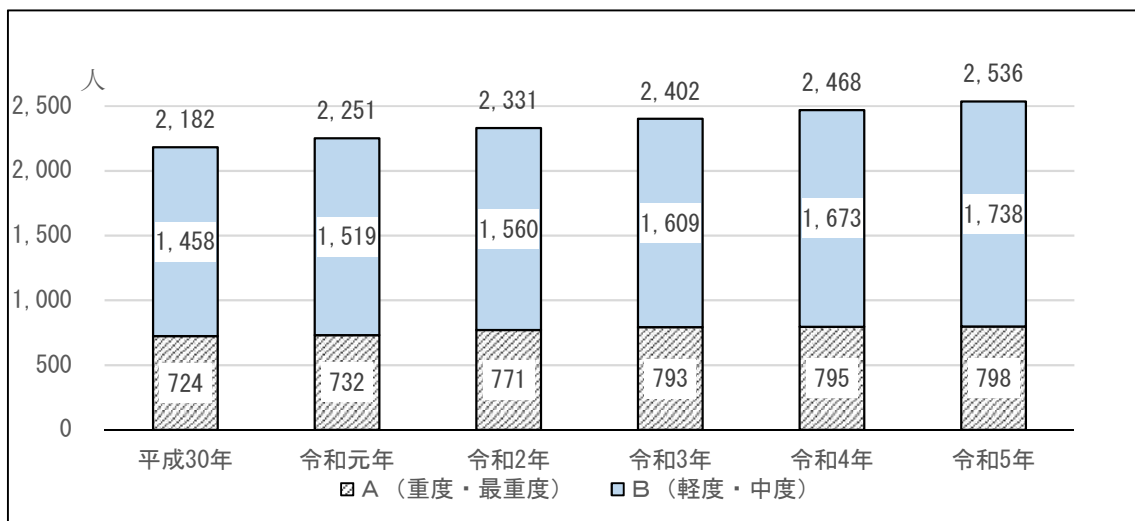
## 療育手帳所持状況

(各年度4月1日現在)



程度別療育手帳所持状況

(各年度4月1日現在)



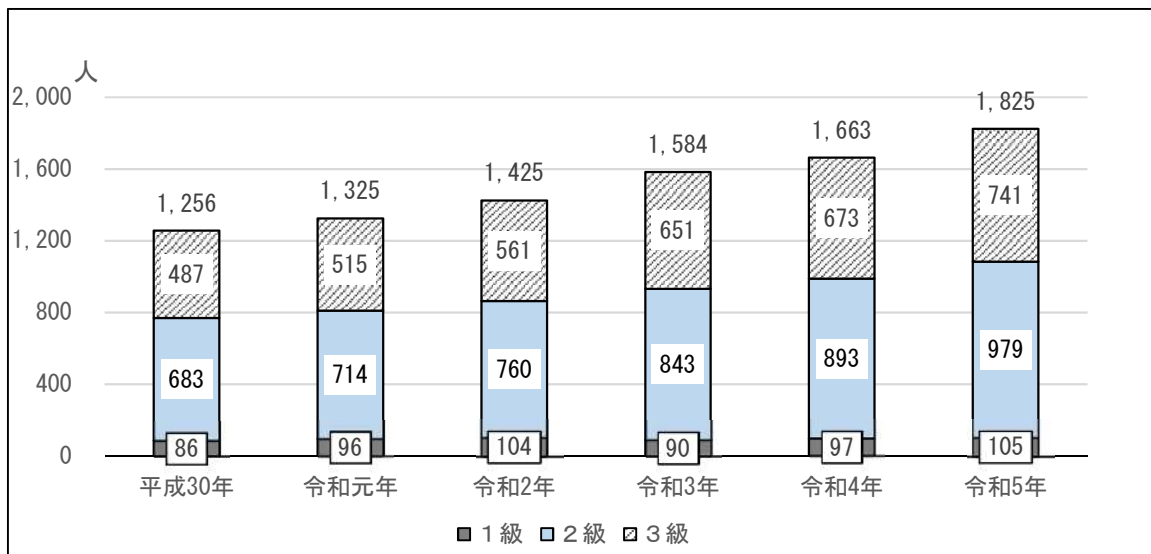
### (3) 精神障害者

精神障害のある人には、状態により1級から3級の精神障害者保健福祉手帳が交付されます。制度の周知が進んできたこと、福祉サービスの利用がしやすくなったことなどにより、手帳所持者は全国的に近年大きく増加していて、本市においても同様に増加しています。

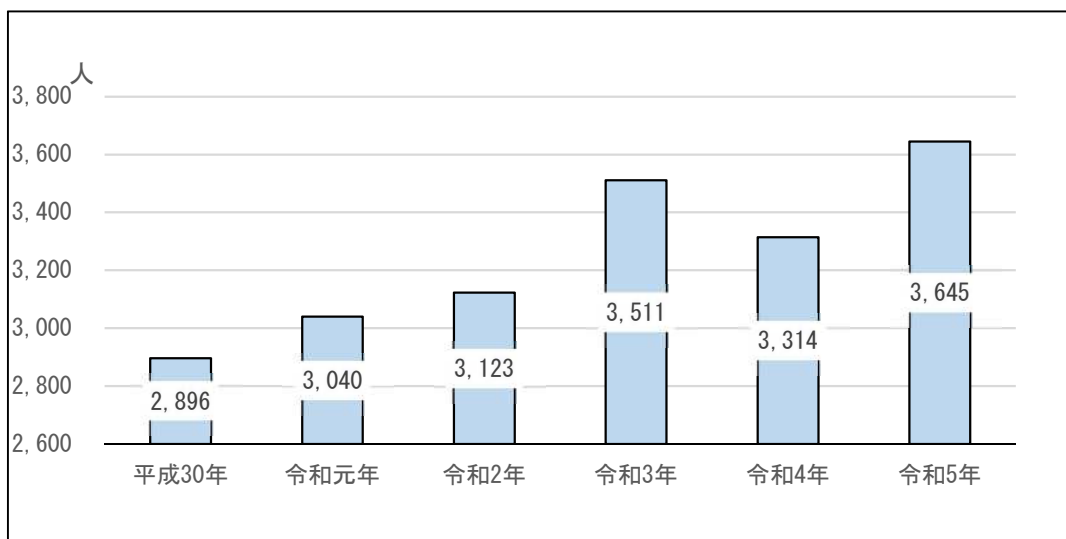
また、精神疾患による通院にかかる医療費を助成する自立支援医療費の受給者数も大きく伸びています。

精神保健福祉手帳の所持状況

(各年度4月1日現在)



自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度4月1日現在）



#### （４）その他の障害

##### ①発達障害

平成17年に施行された発達障害者支援法では、発達障害を、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、通常低年齢において発現するものとされています。

本市では、各種健康診査などを活用した発達障害の早期発見と療育の開始、適切な教育支援、保護者に対する相談などの支援に努め、発達障害のある児童を対象とした児童通所支援などの利用者は大幅に増加しています。

一方、発達障害との診断と支援を受けないまま日常生活、社会生活に制限を受けている児童や成人も相当数いるものと考えられ、こうした人たちの把握し、支援に結びつける体制が必要です。

##### ②高次脳機能障害

事故や疾病により脳の一部が損傷され、注意障害、記憶障害、遂行機能障害などの認知障害や社会的行動障害により日常生活や社会生活に困難をきたす状態のことを高次脳機能障害と言います。

高次脳機能障害は、脳の損傷した部分により症状が様々であり、外見か

らは障害があることがわかりにくいいため、本人や周囲が障害に気づきにくく、理解されにくい障害です。このため、適切な医療的支援、福祉的支援を行き届かせる体制が必要です。

### ③難病

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とすることになるものを言います。

障害者基本法は、障害とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害としており、難病等に起因する障害を含むことを明らかにしています。

障害者総合支援法では、障害福祉サービスなどの対象となる難病の範囲を見直しており、令和3年11月に施行した改正では366の疾病を対象としています。

これらのことから、難病患者についても、障害者施策の中で配慮を要するものとして捉えていく必要があります。

### 3. 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスは、日常生活に必要な介護の支援の提供や社会生活を営むために必要な訓練等の支援を提供するサービスです。

傾向として、日中活動系サービスのうち就労継続支援B型及び障害児に係るサービス（通所系）のうち放課後等デイサービスの利用が見込みを大きく上回る結果となっています。なお、見込値については、平成30年度から令和2年度までは、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画、令和3年度から令和5年度までは第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画における見込み数値となっています。

#### (1) 訪問系サービス

居宅介護（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	287	325	367	201	201	202
見込値(時間)	5,036	5,725	6,489	3,818	3,887	3,956
実績値(人)	203	206	197	285	210	212
実績値(時間)	3,630	3,692	3,700	4,004	4,104	4,174

重度訪問介護（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	8	9	10	7	8	8
見込値(時間)	3,682	4,142	4,602	3,433	3,686	3,686
実績値(人)	6	6	7	8	8	9
実績値(時間)	2,737	3,191	3,748	4,193	4,093	4,822

行動援護（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	15	16	17	10	11	11
見込値(時間)	173	185	197	133	135	137
実績値(人)	10	11	7	8	9	10
実績値(時間)	131	146	111	89	87	96

重度障害者等包括支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	0	0	0	0	0	0
見込値(時間)	0	0	0	0	0	0
実績値(人)	0	0	0	0	0	0
実績値(時間)	0	0	0	0	0	0

同行援護（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	37	39	41	32	33	34
見込値(時間)	586	618	650	493	495	497
実績値(人)	30	29	27	27	27	31
実績値(時間)	513	485	340	337	447	549

(2) 日中活動系サービス

生活介護（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	469	488	508	470	472	474
見込値(日)	9,374	9,754	10,154	9,377	9,417	9,457
実績値(人)	469	473	467	484	497	512
実績値(日)	9,048	9,092	8,976	9,427	9,562	10,240

自立訓練（機能訓練）（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	1	1	1	2	2	2
見込値(日)	20	20	20	40	40	40
実績値(人)	2	2	1	1	3	5
実績値(日)	52	59	16	6	25	45

自立訓練（生活訓練）（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	33	34	35	23	24	24
見込値(日)	605	623	641	442	469	432
実績値(人)	26	21	23	46	43	39
実績値(日)	512	397	410	726	685	640

就労移行支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	112	124	130	88	91	94
見込値(日)	2470	2,190	2,430	1,344	1,386	1,428
実績値(人)	100	81	92	83	78	83
実績値(日)	1,668	1,295	1,443	1,378	1,329	1,328

就労継続支援（A型）（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	138	146	155	137	142	147
見込値(日)	2,847	3,023	3,221	2,734	2,834	2,934
実績値(人)	132	131	132	147	155	158
実績値(日)	2,597	2,537	2,535	2,840	2,968	3,160

就労継続支援（B型）（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	341	353	367	489	508	527
見込値(日)	6,718	6,982	7,290	9,098	9,440	9,782
実績値(人)	371	413	463	512	591	681
実績値(日)	6,826	7,428	8,299	9,147	10,375	12,258

就労定着支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	3	4	5	39	48	48
実績値(人)	3	26	44	45	37	35

療養介護（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	26	27	28	29	30	31
実績値(人)	26	25	25	25	27	29

短期入所（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	75	78	81	90	93	96
見込値(日)	460	471	502	596	617	638
実績値(人)	88	96	72	74	76	79
実績値(日)	634	649	513	494	510	588

（3）居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	142	145	148	192	204	216
実績値(人)	139	151	184	205	254	275



施設入所支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	229	226	223	229	228	227
実績値(人)	236	236	225	224	222	223

（４）計画相談支援

計画相談支援（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	1,471	1,480	1,492	1,227	1,257	1,287
実績値(人)	1,147	1,205	1,261	1,346	1,357	1,348

障害児相談支援（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	619	649	679	505	510	515
実績値(人)	401	459	512	536	538	538

（５）地域相談支援

地域移行支援（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	4	5	6	1	1	1
実績値(人)	20	6	7	7	10	4

地域定着支援（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	7	8	9	2	2	2
実績値(人)	14	13	12	4	1	1

(6) 障害児に係るサービス（通所系）

児童発達支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	65	67	69	90	87	92
見込値(日)	890	920	950	1,027	1,063	1,127
実績値(人)	75	79	85	104	102	128
実績値(日)	1,003	1,043	1,047	1,157	1,307	1,536

医療型児童発達支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	0	0	0	0	0	0
見込値(日)	0	0	0	0	0	0
実績値(人)	0	0	0	0	0	0
実績値(日)	0	0	0	0	0	0

放課後等デイサービス（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	616	646	676	617	635	643
見込値(日)	7,198	7,798	8,398	7,677	7,893	7,989
実績値(人)	545	566	580	646	722	771
実績値(日)	6,875	7,258	7,702	8,720	9,974	11,565

保育所等訪問支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	0	0	0	5	5	5
見込値(日)	0	0	0	5	5	5
実績値(人)	0	0	0	11	12	16
実績値(日)	0	0	0	10	11	13

居宅訪問型児童発達支援（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	1	3	5	1	1	1
見込値(日)	4	12	20	4	4	4
実績値(人)	0	0	0	1	1	1
実績値(日)	0	0	0	1	3	1

(7) その他のサービス

自立支援医療（更生医療）（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	103	111	120	143	165	149
実績値(人)	99	103	139	137	143	125

自立支援医療（育成医療）（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	52	45	40	6	5	20
実績値(人)	25	15	8	11	15	8

補装具（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	427	430	433	386	389	392
実績値(人)	413	394	376	399	395	404

(8) 地域生活支援事業

①市町村必須事業

相談支援事業（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(箇所)	7	8	9	6	6	6
実績値(箇所)	7	6	6	6	6	7

意思疎通支援事業

専任手話通訳者設置（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	1	1	1	1	1	1
実績値(人)	1	1	1	1	1	1

手話通訳者派遣（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(件)	88	93	98	90	94	98
実績値(件)	64	75	87	112	60	67

要約筆記者派遣（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(件)	126	131	136	80	82	84
実績値(件)	54	60	55	63	112	127

日常生活用具給付事業（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(件)	5,667	6,042	6,404	5,223	5,423	5,623
実績値(件)	4,686	5,016	5,039	5,075	5,382	5,574

移動支援事業（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	119	125	131	71	71	71
見込値(時間)	8,444	8,870	9,296	6,276	6,276	6,276
実績値(人)	126	134	94	96	95	72
実績値(時間)	7,219	6,692	4,989	4,652	4,643	5,673

地域活動支援センター事業（1月当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(実人数)	163	166	169	140	140	140
見込値(延人数)	1,767	1,782	1,797	1,540	1,540	1,540
実績値(実人数)	153	145	183	173	187	143
実績値(延人数)	1,611	1,616	1,582	1,498	1,408	1,560

訪問入浴（1年当たり、R5実績は見込）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	14	15	16	18	19	20
見込値(回)	86	92	98	120	126	132
実績値(人)	16	17	21	20	19	17
実績値(回)	61	67	68	77	74	66

日中一時支援事業（1月当たり、R5実績は見込）

～4時間

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(回)	239	249	259	155	150	145
実績値(回)	190	171	130	163	174	167

4～8時間

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(回)	290	300	310	180	170	160
実績値(回)	203	191	159	173	143	130

8時間～

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(回)	83	93	103	66	66	66
実績値(回)	69	68	41	44	43	48

生活支援事業（1年当たり、R5実績は見込）

知的障害児(者)カルチャー講座

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
実績値(人)	1,544	1,466	779	1,008	1,035	1,679

ことばの相談室

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(人)	900	900	900	700	700	700
実績値(人)	614	726	621	601	719	650

福祉機器リサイクル

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
見込値(件)	38	38	38	50	50	50
実績値(件)	24	34	54	57	52	54

## 第3章 富士市障害者計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

---

障害者基本法では、その目的を「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としています。

また、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会。
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念とも軌を一にした、障害の有無に関わらず国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無に関わらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

本計画では、これら国の目指すべき社会の姿を踏まえるとともに、障害のある人と障害のない人が、自然に関わりあい、お互いが尊重しあって暮らせるまちづくりが、すべての人にとって暮らしやすいまちの実現につながるとの認識を持ち、計画の基本理念を

#### 【だれもがその人らしく暮らせる社会の実現】

とします。

## 2. 計画の対象となる障害者とは

---

この計画の対象となる障害者とは、障害者基本法第2条に定義される人です。

昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」では、心身の障害のために長期にわたって日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者を「心身障害者」と位置付けていました。

平成5年に改正された「障害者基本法」では、精神障害により長期にわたって日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障害者」と位置付けられることになりました。

平成18年に国連総会において採択され、平成19年に国が署名した「障害者権利条約」では、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は心身の機能障害だけではなく、それによってその人の社会参加を妨げる様々な障壁によって生じるという考え方がとられています。

このため、平成23年に改正された「障害者基本法」では、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としています。

したがって、この計画の対象となる障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があつて、障害及び社会的障壁（※）によって継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としします。

※社会的障壁：障害があるものにとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言う。



### 3. 計画の基本的視点

---

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、平成28年に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとしています。また、令和3年に公布された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないとしています。

この計画では、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、だれもが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、以下の6点を基本的な視点として施策の推進を図ります。

#### **（1）障害を理由とする差別の解消の推進**

「共生社会」の実現に向け、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人の日常生活、社会生活を制限する障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことで、障害を理由とする差別の解消を進めます。

#### **（2）互いに認めあい、共に生きる地域社会の実現**

「共生社会」の実現に向け、すべての人が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての市民がそれぞれの役割を果たし、お互いを尊重しあい、共に生きる地域社会づくりを進めます。

### **(3) 障害者主体の生活支援の推進**

「共生社会」の実現に向け、だれもが自分で選択した住み慣れた地域社会において、人権を尊重され、必要な支援を受けながら、自分らしく生活することができるよう、障害者主体の生活支援施策を進めます。

### **(4) 自己実現を可能とする社会づくり**

「共生社会」の実現に向け、教育、就労、文化、スポーツ活動等様々な社会参加を通じて自立や自己実現ができるよう、環境整備に努めます。

また、障害のある人、支援する人、ボランティアがそれぞれの立場で活動できるよう、人と人をつなぐ出会いづくり、一人ひとりが持つ力を引き出しあえる社会づくりを進めます。

### **(5) 社会参加を支える環境づくり**

「共生社会」の実現に向け、だれもが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、建物、交通、情報、制度、慣行等のハード面、ソフト面のバリアフリー化を進め、障害の有無にかかわらず、一人ひとりがふれあう場面を通じ、地域組織や関係機関と協働しながら、思いやりの心を育む環境づくりを進めます。

### **(6) ライフステージと生活の状況の変化に対応した支援**

「共生社会」の実現に向け、乳幼児期から児童期、青年期、壮年期、高齢期にいたるまでの生涯のライフステージにおいて途切れることのない支援と、福祉・保健・医療・療育・教育・就労など生活上の状況に対応する分野間でのつなぎ目のない支援の両立に、各関係機関の協働により取り組みます。

## 4. 計画の基本目標

---

計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、総合性のある施策推進のため、4つの基本的な目標を設定します。

### **基本目標1** 互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり

障害のある人の権利を守り、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、障害についての知識や、障害のある人への理解を進めるための幅広い啓発活動を行うとともに、学校教育や社会教育の機会を積極的に活用して福祉教育を進め、障害のある人となない人の相互理解を深めます。

さらに、障害のある人もない人も、相互のコミュニケーションを確保するため、言語である手話の普及や障害特性に配慮した要約筆記、点字、録音等のコミュニケーション手段の充実を図ります。

### **基本目標2** いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり

障害があっても、自分で選んだ暮らし方で、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの質的、量的充実に努め、障害のある人の地域生活を支える体制づくりを進めます。

また、だれもが身体とこころの健康づくりに取り組み、必要な医療を受けられるよう、保健、医療の各機関の機能の充実と連携強化を図ります。

### **基本目標3** 自分の力を育み、発揮できるまちづくり

障害のある子どもへの支援は、障害のある子ども本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮しながら、一人ひとりが自分の資質を伸ばして成長できるよう、関係機関が連携して、障害の早期発見に努め、効果的な療育と学習支援を実施します。

また、だれもが自分の資質を活かしていきいきと暮らせるよう、個々の特性を踏まえた就労と雇用の支援を行うとともに日中活動の充実を図ります。

さらに、施設や病院から地域生活への移行を促進するため、地域の支援体制の充実を図ります。

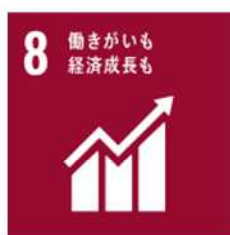
## 基本目標4 安全で安心な住みやすいまちづくり

障害のある人も、ない人も、だれもが安全で快適に生活し、社会参加できるよう、建築物、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化と、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

また、一人ひとりが十分に備えるとともに、地域で協力して防災、防犯対策に取り組む体制をつくり、だれもが安全で安心して暮らしていただけるまちを目指します。

### 富士市障害者計画と関連するSDGsの目標

- 3. すべての人に健康と福祉を
- 4. 質の高い教育をみんなに
- 8. 働きがいも経済成長も
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 16. 平和と公正をすべての人に
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう



## 5. 計画の推進体制

---

### (1) 庁内の体制

富士市障害者計画は、障害の有無に関わらず、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す計画です。そのため、計画に基づく施策の内容は、福祉・保健・医療・教育・雇用・交通・建築・安全など、多様な分野にまたがります。

関係部署が連携して各施策を実施するとともに、富士市障害者計画等推進委員会により、計画の進捗状況の検証と、必要に応じた見直し等を行い、計画の円滑な推進に取り組んでいきます。

### (2) 協働の取組

計画を推進するためには、市の関係部署の連携に加え、障害当事者や家族、各関係機関との連携が必要です。

本計画の遂行に当たっては、障害当事者や家族、関係機関、障害福祉サービス事業所などがそれぞれの情報を共有して具体的に協働するための中核的な組織である富士市障害者自立支援協議会と連携して、当事者や支援関係者の声を聞きながら、より円滑な施策の推進を図ります。

### (3) 評価・見直し

本計画を着実に、効果的に推進するためには、計画の進捗について常に点検し、評価、見直しを行うことが重要です。

富士市障害者計画に設定した基本目標を実現するための具体的な施策について、毎年の進捗状況を確認し、富士市障害者計画等推進委員会に報告して検証を行い、富士市障害者自立支援協議会等の意見を踏まえ、施策の円滑な推進に努めます。

## 6. 企業や団体等とのパートナーシップ

本市では、行政と企業の協働により地域課題を解決するために、様々な企業と連携協定を締結しています。そこで、「第5次富士市障害者計画」においても、協定を締結する企業とさらなる連携を強化し、それぞれの事業活動において協働していくことを推進します。

また、本計画の計画目標や個別の取組について、「SDGs共想・共創プラットフォーム」に行政課題として公表し、その解決に向けて、様々な企業や団体から広く提案を受け付けるとともに、官民連携によるプロジェクト創出拡大を図り、本計画に位置づけた取組の効果の拡大や加速化を図ります。



【富士市SDGs共想・共創プラットフォームの構成図】



## 第4章 施策の展開

### 分野ごとの施策の体系一覧

#### 基本目標1 互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり

1. 差別の解消と権利擁護、 相互交流の促進	(1) 障害を理由とする差別解消の推進 □障害者差別解消法についての啓発 □障害者差別に関する相談への対応
	(2) 障害のある人の権利擁護の推進と障害者 虐待の防止
	(3) 関係団体との協働の推進
2. 相互理解の促進	(1) 相互理解の促進 □啓発、広報活動の推進 □精神障害についての啓発 □難病についての啓発
	(2) ふれあい、交流の機会の充実 □イベントの開催 □庁舎を利用したふれあいの機会の創出
	(3) 福祉教育の推進 □児童、生徒間の交流 □児童、生徒を対象とする福祉教育 □市民を対象とする福祉教育
3. 情報保障の推進	(1) 情報・コミュニケーション支援の充実
	(2) 行政情報の取得しやすさの向上

#### 基本目標2 いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり

1. 生活支援の充実	(1) 生活支援体制の整備 □相談支援体制の拡充
	(2) 在宅サービス等の充実 □在宅サービス等の充実 □居住の場の確保
	(3) 福祉用具の利用支援
	(4) 人材の育成



2. 保健・医療の充実	(1) 疾病の予防、早期発見、治療 □妊産婦、乳幼児の保健と医療 □生活習慣病の早期発見と重症化予防 □地域医療の充実 □健康に関する正しい知識の普及、啓発
	(2) 障害のある人への保健、医療の充実 □良質な保健、医療の提供 □障害の疑いがあるこどもへの対応 □難病患者への対応 □障害のある人への医療費の助成
	(3) 精神保健、医療の推進

### 基本目標3 自分の力を育み、発揮できるまちづくり

1. 早期療育の充実	(1) 障害の早期発見のための対策の充実
	(2) 早期療育の充実
2. 教育の振興	(1) 障害のある児童、生徒への支援の充実
	(2) 学校卒業後の支援体制の充実
3. 雇用・就労、経済的自立の支援	(1) 雇用・就労の支援
	(2) 経済的自立の支援
4. 施設や病院からの地域生活への移行の促進	(1) 日中活動の充実
	(2) 地域生活への移行と定着

### 基本目標4 安全で安心な住みやすいまちづくり

1. 安全で快適な生活環境の整備	(1) 住宅、建築物などのバリアフリー化の推進
	(2) 交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進
2. 防火・防災、防犯対策の推進	(1) 災害対策
	(2) 住宅等の防災、防火対策
	(3) 地域の防犯

## **基本目標 1** 互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり

### **1. 差別の解消と権利擁護、相互交流の促進**

---

#### **【現状と課題】**

共生社会とは、私たち一人ひとりの違いが尊重され、すべての人が自分から社会に参加して、一緒にいきいきと暮らせる社会です。そのためには、障害のある人が外へ出て、日々を暮らす上で障壁（バリア）となる事、物、制度、慣習、考えなど（社会的障壁といいます。）をなくしていかなければなりません。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」と言います。）」が施行されました。この法律では、国と地方公共団体は障害を理由とする差別の解消に取り組むこと、国民は障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることとされています。

市職員は障害と障害のある人についての理解を深め、市民には障害者差別解消法についてもっと知ってもらい、だれもが認めあって暮らせるまちとする取組が必要です。

#### **【目指すべき姿】**

##### **「お互いに違いを認めあい、支えあって一緒に暮らすまち」**

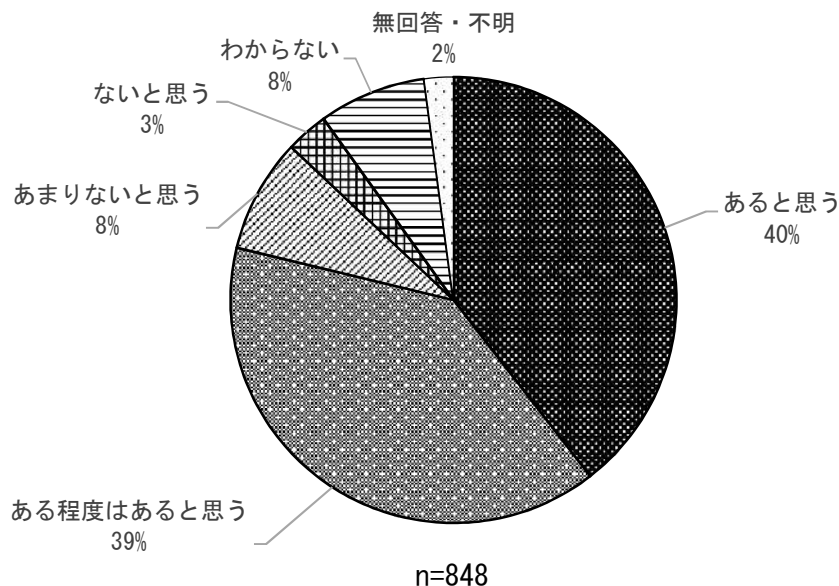
研修などにより市職員の資質を向上するとともに、多くの人に障害者差別解消法について周知啓発して、社会的障壁のないまちを目指します。

また、成年後見制度の利用を広めるなどして障害のある人の権利を守り、障害のある人への虐待を防ぎます。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

全体への質問



全体では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」「ある程度あると思う」と回答した人を合わせると79%、「ないと思う」「あまりないと思う」を合わせると11%となっています。

年代別にみると、10代～60代では8割以上が「あると思う」「ある程度はあると思う」と回答しています。

【具体的な施策】

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

□障害者差別解消法についての啓発

事業名	担当課	施策の内容
障害者差別解消法講演会	障害福祉課	障害者差別解消法についての理解を促進するため市民や福祉サービス事業所等に向け講演会を開催する。
新規採用職員研修	人事課 障害福祉課	職員の資質を向上し市職員対応指針に基づいて市民対応を行うべく職員研修を行う。
障害者差別解消法かわら版の発行	障害福祉課	障害者差別解消法についての理解を深めるため職員へ向け情報を発信する。

## □障害者差別に関する相談への対応

事業名	担当課	施策の内容
障害者差別に関する相談への対応	障害福祉課	障害者差別に関する相談へ対応する。
障害者差別解消法支援地域協議会の開催	障害福祉課	差別解消の取組を進めるため障害者差別に関する相談対応事例を障害者差別解消支援地域協議会に報告し、課題を検討する。

## (2) 障害のある人の権利擁護の推進と障害者虐待の防止

事業名	担当課	施策の内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉課	成年後見制度の利用促進を図り、必要に応じて市長申立を行う。
障害者虐待防止センター	障害福祉課	障害者虐待防止センターとして障害者の虐待に関する相談、通報に対応する。
富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営委員会	障害福祉課 高齢者支援課	関係機関の連携体制の確保・評価、情報交換、事例検討等を行い虐待防止の普及啓発を図るための高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営委員会に参加する。
虐待防止講演会	障害福祉課 高齢者支援課	障害者に対する虐待の未然防止、早期発見と対応、その後の適切な支援の啓発のため、一般市民及び民生児童委員、地区福祉推進会会員、障害者関係事業所職員、行政職員等を対象とした講演会を、外部講師を招いて開催する。

## (3) 関係団体との協働の推進

事業名	担当課	施策の内容
障害当事者団体活動事業補助金	障害福祉課	障害当事者団体の活動を支援する助成を実施する。

## 2. 相互理解の促進

---

### 【現状と課題】

共生社会づくりには、障害のある人もない人も、だれもがお互いに知り合い、分かり合うことが大切です。

市は、これまでも、広報ふじや市ウェブサイトなど、様々な方法で障害福祉についての啓発を行ってきました。

障害や障害者に対する理解は少しずつ広がっていますが、障害のある人には、まだ差別や偏見などを感じることもあり、もっと障害について知ってほしいという思いがあります。だれもが地域社会の一員としてともに暮らすためには、市民の理解を深めるための啓発や、福祉教育の推進が必要です。

### 【目指すべき姿】

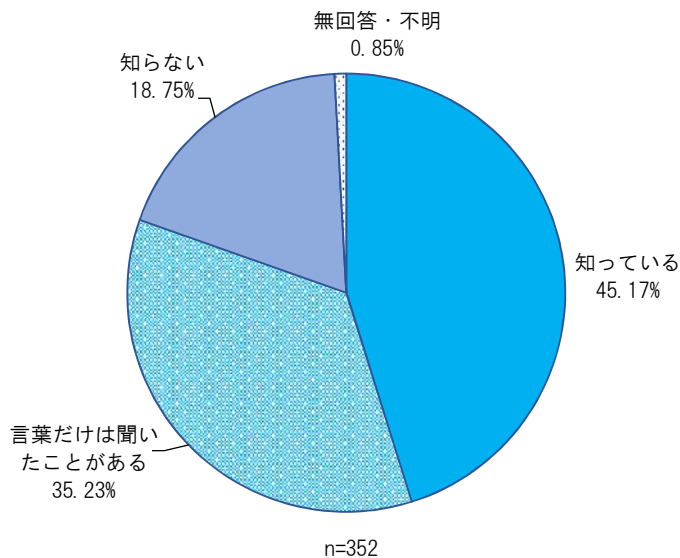
**「障害のある人もない人も、お互いに分かり合い、支え合って暮らすまち」**

幅広い啓発活動により、障害についての知識や障害のある人への理解を進めるとともに、学校教育や社会教育の機会を積極的に活用して福祉教育を進め、障害のある、なしに関わらず、だれもが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らす「共生社会」を目指します。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

障害のある、なしに関わらず、だれもが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。

障害者手帳を持っていない人への質問



障害者手帳を持っていない人では、「共生社会」という考え方を「知っている」「言葉だけは聞いたことがある」と回答した人を合わせると80.4%となっています。

障害のある方への関心と理解を一層深めるため、障害者週間記念事業、周知啓発事業を実施します。

【具体的な施策】

(1) 相互理解の促進

□啓発、広報活動の推進

事業名	担当課	施策の内容
手話言語条例周知啓発事業	障害福祉課	手話が言語であることの周知・啓発を行う。
「広報ふじ」への掲載	障害福祉課	広報ふじに障害福祉に関する特集ページや制度、講座開催のお知らせなどを掲載する。

事業名	担当課	施策の内容
報道提供の実施	障害福祉課	報道各社に障害福祉に関するイベント等についての報道資料を提供し、テレビ、新聞などによる情報発信を促す。
市ウェブサイトへの障害者福祉に関する情報の掲載	障害福祉課	市ウェブサイトを活用し障害福祉に関する情報を発信する。
SNSでの情報提供	障害福祉課	SNSでの発信により、障害福祉に関するイベント情報等の提供を実施する。
ヘルプカードの作成、配布、周知	障害福祉課	ヘルプマークなど、配慮や支援を必要とする方々を示す記号として使われている各種マークの周知を図る。

#### □精神障害についての啓発

事業名	担当課	施策の内容
こころの健康講座への講師派遣、広報	障害福祉課	富士保健所が行うこころの健康講座に講師として職員を派遣するとともに、開催を広報する。
「こころの相談」等の広報	障害福祉課	県が行う精神疾患普及啓発事業の広報、情報提供を行う。

#### □難病についての啓発

事業名	担当課	施策の内容
富士市難病団体連絡協議会が開催する事業の広報	保健医療課	富士市難病患者・家族連絡会、静岡県難病団体連絡協議会が行う事業の広報や情報提供を行う。

## (2) ふれあい、交流の機会の充実

#### □イベントの開催

事業名	担当課	施策の内容
福祉展の開催	福祉総務課	高齢者、障害者、福祉団体、市内小・中学校特別支援学級等が日頃から丹精込めてづくり上げた作品を展示し、市民に対して福祉に関する啓発を行う福祉展を開催する。

事業名	担当課	施策の内容
障害者週間記念事業の実施	障害福祉課	障害者福祉についての市民の関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化活動等に積極的に参加する機運を高めるため、障害者週間記念事業を実施する。
各種イベント会場のバリアフリー化	障害福祉課	障害者の来場者数を増やすため、市が主催する各種イベント会場をバリアフリー化に努めるよう取り組むことを求める。

#### □庁舎を利用したふれあいの機会の創出

事業名	担当課	施策の内容
市庁舎等への障害者就労支援の場の設置	障害福祉課ほか	市庁舎などの施設や設備を利用し、障害者が働き市民と接する場を設ける。

### (3) 福祉教育の推進

#### □児童、生徒間の交流

事業名	担当課	施策の内容
居住地における小中学校への登校による交流	学校教育課・特別支援教育センター	特別支援学校の児童生徒が居住地の小中学校の行事や授業等に参加し、地域のこどもたちと交流する居住地交流を行う。
小中学校生徒の特別支援学校訪問	学校教育課・特別支援教育センター	小中学校の児童生徒が総合的な学習の時間などを利用して特別支援学校を訪問し交流の機会を持つ。

#### □児童、生徒を対象とする福祉教育

事業名	担当課	施策の内容
総合的な学習の時間を利用した福祉学習	学校教育課・特別支援教育センター	総合的な学習の時間を利用し、学年ごとまたは学級ごとにテーマをきめて福祉に関する学習を進める。

#### □市民を対象とする福祉教育

事業名	担当課	施策の内容
福祉関連図書の収集	中央図書館	障害福祉関連の図書及びDVD、デイジー図書(※)などの資料を収集し提供する。

※デイジー図書：視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な方のために作られたデジタル録音図書のことをいう。DAISYとはDigital Accessible Information Systemの略。



事業名	担当課	施策の内容
企画展の開催	中央図書館	障害者への理解を深めるために関連図書を展示する企画展を開催する。
市民大学後期講演会	社会教育課ほか	市民大学等の市民を対象とした講演会で手話通訳をつけたり、障害福祉に関連するテーマを取り上げたりするなど、障害福祉への理解を促進する。

### 3. 情報保障の推進

---

#### 【現状と課題】

共生社会づくりを進めるためには、お互いの意思疎通ができることが大切です。

市は、これまでも、聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、視覚障害者への情報支援として、点字や音声による情報提供を行ってきました。

だれもが必要な情報を取りこぼすことなく受け取るためには、市民の理解を深めるための周知啓発や、障害の特性にあった情報提供を進めていくことが必要です。

また、市は令和4年4月に富士市手話言語条例を制定し、ろう者にとっての手話は言語であるということの周知啓発を進めていますが、まだ手話に対する認識が十分ではないため、引き続き啓発を行っていく必要があります。

#### 【目指すべき姿】

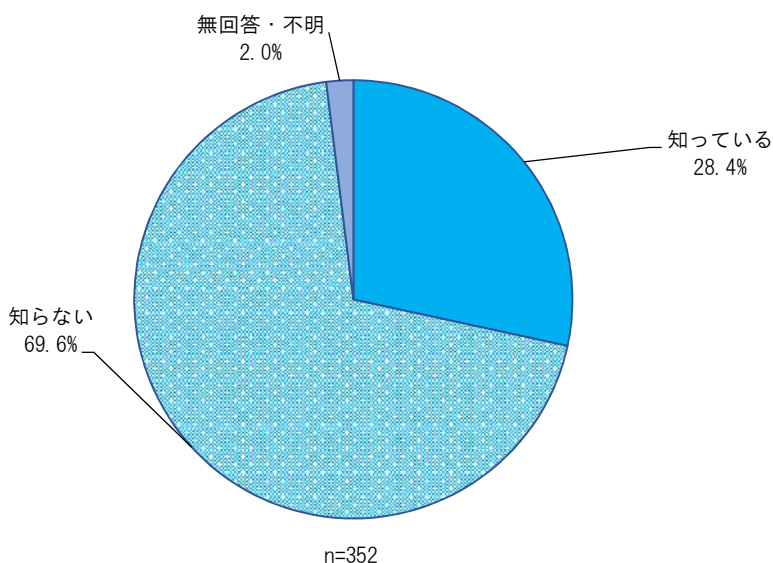
**「聴覚や視覚に障害があっても必要な情報を受け取れ、みんなが  
コミュニケーションができるまち」**

様々な周知啓発活動により、聴覚障害や視覚障害についての知識や、ろう者にとっての言語は「手話」であることへの理解を進めるとともに、障害に合った伝達手段を用いることで、必要な情報を受け取れ、だれとでもコミュニケーションを取れることが当たり前の社会を目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

市は、令和4年4月に「富士市手話言語条例」を施行し、この条例の中で、ろう者にとっての「手話は言語」であり、お互いの意思を伝える手段であるということを広く周知していくことを主としていますが、知っていますか？

**障害者手帳を持っていない人への質問**



障害者手帳を持っていない人では、富士市手話言語条例の中の「手話は言語」であるということについて「知っている」は28.4%、「知らない」は69.6%となっています。

手話言語条例の認知はまだ十分ではないことから、「手話は言語」であることの周知啓発を行う必要があり、合わせてろう者の情報取得を支援するための事業を実施します。

**【具体的な施策】**

**（1）情報、コミュニケーション支援の充実**

事業名	担当課	施策の内容
手話通訳者の設置	障害福祉課	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を設置する。
手話通訳者派遣事業	障害福祉課	手話を用いる聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣する。

事業名	担当課	施策の内容
要約筆記者派遣事業	障害福祉課	中途失聴者への情報提供を行うため要約筆記者を派遣する。

## (2) 行政情報の取得しやすさの向上

事業名	担当課	施策の内容
日常生活用具給付事業	障害福祉課	視覚や聴覚の障害により情報へのアクセス及び発信に困難を伴う障害者に対し、情報・意思疎通支援用具を給付する。
音声行政情報提供事業	障害福祉課	音声行政情報提供事業を実施し、広報ふじ、福祉のしおりなどを音訳してCDなどに録音し、希望者に提供する。
点字図書・録音図書の制作	中央図書館	視覚障害者へ情報提供を行うため点字図書・録音図書を制作する。
大活字本の収集	中央図書館	視覚障害者へ情報提供を行うため、大活字本の収集をする。
字幕・手話付きDVDの収集	中央図書館	聴覚障害者へ情報提供を行うため、字幕または手話つきDVDの収集をする。
送付文書の視覚障害者対応	障害福祉課	希望する視覚障害者に対して市からの発送文書を点字化、拡大文字化、音声コード化して送付する。
市長定例会見での手話による情報提供	シティプロモーション課	市長定例記者会見に手話通訳をつける。
点字、音声版選挙公報の提供	選挙管理委員会事務局	障害者に配慮した選挙情報の提供を行う。

## **基本目標2** いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり

### **1. 生活支援の充実**

---

#### **【現状と課題】**

障害のある人も、ない人も、自分で望むように、地域で暮らし続けることができるまちが求められています。そのためには、その人らしい暮らしの支えとなる障害福祉サービスが必要です。このため、市は、これまでも、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスや、生活介護、自立訓練、就労継続支援など日中活動系サービスの充実を図ってきました。

しかし、障害のある人が自分で希望し、選んだ暮らし方を支えるためには、さらにサービスの提供体制を充実させていかなければならず、支援を担う人材の育成と、これらの障害福祉サービスを利用するための相談支援の充実が重要な課題となっています。

障害福祉サービスの必要性は、障害の種類や重さ、一人ひとりの暮らし方により様々です。だれもが地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、様々な必要性に対応し、進学や就職などのライフステージの変化によって途切れない支援を行うため、障害福祉サービスの充実が求められています。

#### **【目指すべき姿】**

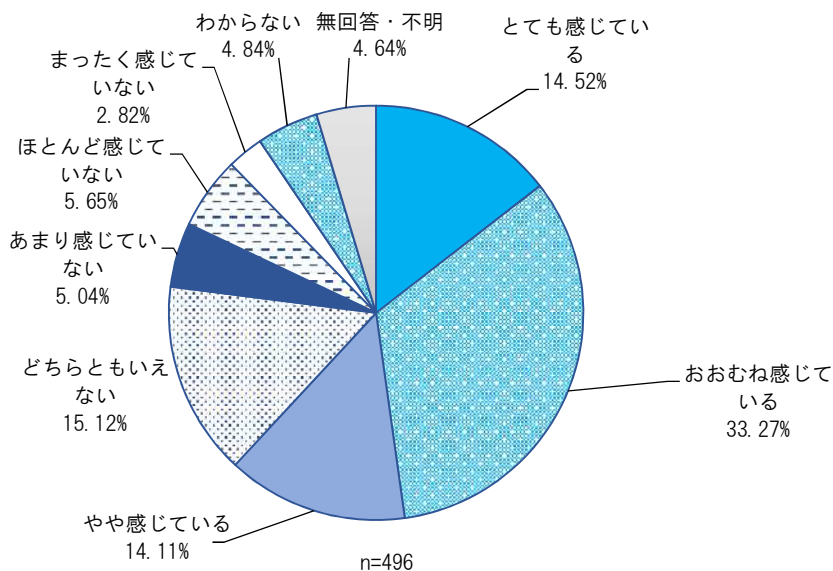
#### **「だれもが自分で希望する暮らしを実現し支えられるまち」**

障害福祉サービスの充実に努め、また、障害のある人の地域生活を支える拠点づくりと、精神障害のある人が地域において安心して自分らしく生活するための仕組みづくりを行い、障害のある人が自分で選んだ暮らし方で、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちを目指します。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

今の生活に幸せを感じていますか。

障害者手帳を持っている人への質問



現在の生活について幸せを感じる度合いは、全体では、「おおむね感じている」が33.3%で最も多くなっています。

年代別にみると、40代では約3割が「あまり感じていない」「ほとんど感じていない」「まったく感じていない」と回答しています。

【具体的な施策】

(1) 生活支援体制の整備

□相談支援体制の拡充

事業名	担当課	施策の内容
基幹相談支援センターの運営	障害福祉課	基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所への指導・助言、人材育成の支援等相談支援体制の充実を図る。

事業名	担当課	施策の内容
富士市障害者等相談支援事業	障害福祉課	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供・助言等を行い、虐待防止のために関係機関と連携し、障害者の権利擁護支援を行うため、障害者相談支援事業を実施する。
特定相談支援事業 障害児相談支援事業	障害福祉課 こども発達センター	障害福祉サービスの利用支援のために計画相談支援事業、障害児相談支援事業を実施する。
地域相談支援	障害福祉課	施設入所者、医療機関入院者の地域移行、地域定着を支援するために障害者等相談支援事業を実施する。
富士市障害者自立支援協議会との連携	障害福祉課	相談支援体制拡充のため、障害当事者、家族、障害福祉サービス事業者、関係機関等がそれぞれの情報を共有して協働するための組織である富士市障害者自立支援協議会と連携する。
障害者相談員の活動	障害福祉課	地域において身体、知的、精神障害当事者や家族の相談相手となり生活を支えるための活動を障害者相談員に委嘱し協働する。
富士市難病団体連絡協議会が開催する総合相談会への職員派遣、広報	保健医療課	富士市難病患者・家族連絡会が行う総合相談会へ職員を派遣する。
障害福祉に関する情報提供	障害福祉課	障害者福祉のしおり、精神保健福祉のしおり等の資料や市ウェブサイトを活用して障害福祉に関する情報提供を行いサービス利用を支援する。
重層的支援体制整備事業	福祉総務課	住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施する。

## (2) 在宅サービス等の充実

### □在宅サービス等の充実

事業名	担当課	施策の内容
居宅介護の実施	障害福祉課	居宅で日常生活・社会生活を営むことができるように介護や家事等を援助する居宅介護（ホームヘルプ）を実施する。
重度訪問介護の実施	障害福祉課	重度の肢体不自由、重度の知的、精神障害により常時の介護を必要とする者が居宅で日常生活・社会生活を営むことができるように介護や家事等を援助する重度訪問介護を実施する。
同行援護の実施	障害福祉課	視覚障害により移動に著しい困難を有する者の外出に同行し移動の援護等を行う同行援護を実施する。
行動援護の実施	障害福祉課	知的、精神障害により移動に著しい困難を有する者が行動する際に生じうる危険を回避するための援護等を行う行動援護を実施する。
短期入所の実施	障害福祉課	障害者支援施設等の入所施設に短期間入所して介護等必要な援助を行う短期入所を実施する。
自立訓練（生活訓練）、 宿泊型自立訓練の実施	障害福祉課	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等必要な支援を行う自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練を実施する。

### □居住の場の確保

事業名	担当課	施策の内容
共同生活援助の実施	障害福祉課	主として夜間に共同生活を営むべき住居において日常生活上の介護、相談など必要な支援を行う共同生活援助（グループホーム）を実施する。
施設入所支援の実施	障害福祉課	主として夜間に障害者支援施設において日常生活上の介護、相談など必要な支援を行う施設入所支援を実施する。



事業名	担当課	施策の内容
療養介護の実施	障害福祉課	医療と常時の介護を必要とする障害者に対し医療機関への入院に併せて機能訓練や日常生活上の介護等必要な支援を行う療養介護を実施する。

### (3) 福祉用具の利用支援

事業名	担当課	施策の内容
補装具給付事業	障害福祉課	障害者の身体機能を補完、代替するため長期間にわたって使用する義肢、装具、車いすなどの補装具の給付及び貸与、修理を行う。
日常生活用具給付事業（再掲）	障害福祉課	障害者の日常生活がより円滑に行われるため幅広く利用される日常生活用具の給付を実施する。

### (4) 人材の育成

事業名	担当課	施策の内容
基幹相談支援センター講演会	障害福祉課	地域の相談支援事業者等の人材育成のため、相談支援事業者、サービス提供事業者を対象に外部講師を招いた専門的研修を実施する。
音訳ボランティア養成講座	障害福祉課	視覚障害者へ音声による情報提供を行う音訳ボランティア養成講座を開催する。
自立支援協議会研修	障害福祉課	富士市障害者自立支援協議会に各専門部会での研修事業を委託する。
点訳講習会の開催	障害福祉課	視覚障害者へ点字による情報提供を行う点訳ボランティアを養成するため点訳講習会を開催する。
ウェブアクセシビリティ研修の開催	シティプロモーション課	だれもが容易に情報を共有できる市ウェブサイトを作成するため職員を対象にウェブアクセシビリティ研修を実施する。
手話奉仕員養成講座	障害福祉課	手話を用いる聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため手話奉仕員養成講座を開催する。
要約筆記はじめて講座	障害福祉課	中途失聴者への情報提供を支援するため要約筆記はじめて講座を開催する。

事業名	担当課	施策の内容
講演会	こども発達センター	障害に関する理解を深め、日々の実践に役立てるために、大学教授など外部から講師を招いて研修講座を行う。
講座ゼミ	こども発達センター	障害に関する基本的な知識を身につけるための講座をこども発達センター職員が講師を務めて開催する。
基礎研修	こども発達センター	発達障害の基本を学ぶ公開講座ゼミをこども発達センター職員が講師を務めて開催する。
みはら園体験研修	こども発達センター	みはら園の保育に参加し、こどもへの関り方や環境のづくり方などをじかに体験するみはら園体験研修を開催する。

## 2. 保健・医療の充実

---

### 【現状と課題】

いつでも健康な状態を保ち、安心して生活していくためには、正しい生活習慣を身につけること、できるだけ早く病気を見つけること、地域において質の高い医療を受けられることが必要です。

このため、市は、一人ひとりが健康についての関心と正しい知識を持ち、みんなで健康づくりを行うための環境整備と、高度で専門的な診療体制を持つ中央病院と、地域の病院、診療所が連携して医療を提供するための取組を進めています。

特に、障害がある人や、基礎疾患を抱える人にとって、保健・医療の充実は重要であり、保健・医療の関係機関がさらに互いの連携を強め、その人がいつでも、途切れない保健・医療サービスを受けられる体制が求められています。

また、身体だけではなく、こころの健康についても、みんなが正しい知識を持ち、必要な人がもれなく医療を受けられるよう、精神保健・医療の充実に取り組む必要があります。

### 【目指すべき姿】

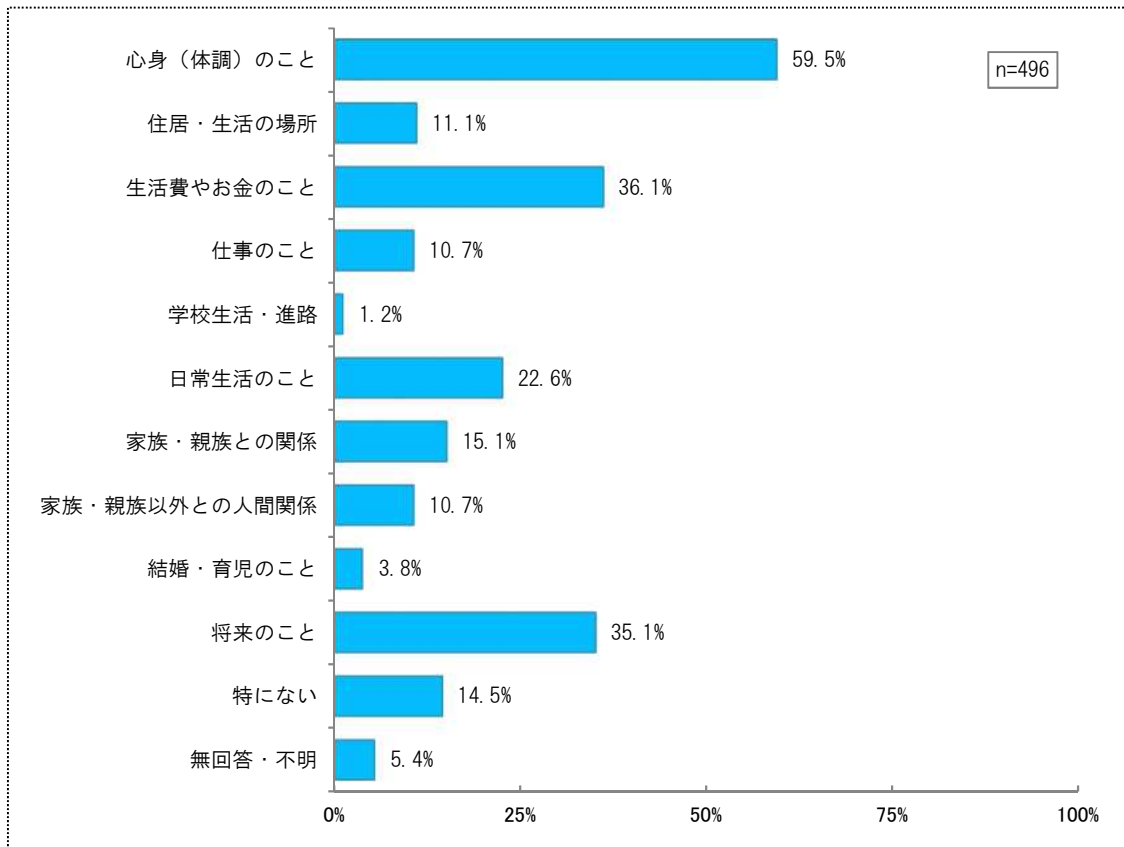
**「健やかに安心して暮らし続けられる、心身の健康と充実した医療のまち」**

保健、医療の各機関の機能の充実と連携強化を図り、だれもが身体とこころの健康づくりに取り組み、必要な医療を受けられるまちを目指します。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

困ったり不安に思っていることはありますか。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）



困ったり不安に思っていることをみると、「心身（体調）のこと」が59.5%で最も多く、これに「生活費やお金のこと」が36.1%、「将来のこと」が35.1%が続いています。

【具体的な施策】

（1）疾病の予防、早期発見、治療

□妊産婦、乳幼児の保健と医療

事業名	担当課	施策の内容
妊婦健康診査	こども家庭課	安全な分娩と健康な児の出産のため、医療機関に委託して公費負担による妊婦健康診査を行う。

事業名	担当課	施策の内容
4か月児・10か月児健康診査	地域保健課	乳児の疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るため、医療機関に委託して公費負担による4か月児・10か月児健康診査を実施する。
1歳6か月児健康診査	地域保健課	幼児の健康の保持増進を図るため、1歳6か月児健康診査を行う。
3歳児健康診査	地域保健課	幼児の健康の保持増進を図るため、3歳児健康診査を行う。
周産期医療体制の充実	中央病院・病院総務課	静岡県の地域周産期母子医療センターとして、周産期医療体制の充実のため、施設及び設備を整備する。

#### □生活習慣病の早期発見と重症化予防

事業名	担当課	施策の内容
特定健康診査	国保年金課	生活習慣病の発見と重症化予防を目的として、国保被保険者の40歳から74歳までを対象に特定健康診査を実施する。
糖尿病性腎症等重症化予防事業	健康政策課	特定健康診査の結果、受診勧奨が必要な人、生活習慣の改善が必要な人を対象に、家庭訪問による受診勧奨、生活習慣改善の指導を実施する。
特定保健指導	国保年金課	特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師・保健師・管理栄養士などが特定保健指導を実施する。

#### □地域医療の充実

事業名	担当課	施策の内容
紹介率・逆紹介率の向上	中央病院・地域医療連携センター	急性期医療を担う地域の基幹病院として地域の病院、診療所等との連携を強化し、かかりつけ医との医療の機能分担を目的とした紹介予約制度を実施する。
富士市立中央病院地域医療連携施設運営委員会の開催	中央病院・地域医療連携センター	医師会、県（保健所）、市（保健部）との意見交換のため地域医療連携施設運営委員会を開催する。

事業名	担当課	施策の内容
地域連携だよりの発行	中央病院・地域医療連携センター	地域連携関係の情報発信のための広報誌「地域連携だより」を発行する。

□健康に関する正しい知識の普及、啓発

事業名	担当課	施策の内容
健康教育	地域保健課	健康づくりや生活習慣病予防等に関する正しい知識の普及を図るための健康教育を実施する。

(2) 障害のある人への保健、医療の充実

□良質な保健、医療の提供

事業名	担当課	施策の内容
健康相談	地域保健課	心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、個人及び家庭における健康管理を図るため、健康相談を実施する。
予防接種事業	健康政策課	こどもの健診や予防接種等の保健事業について、対象月の前月に個別で案内通知を発送し周知する。
健康診査事業	健康政策課	「がん検診等受診券」と一緒に検診の受け方をまとめた「検診ガイド」を対象世帯に郵送し保健事業について周知する。
リハビリテーション運営業務	中央病院・地域医療連携センター	急性期の治療直後、または治療と並行した早期リハビリテーションの導入、効果的な実施のため、専門医によるリハビリ診察、リハビリ運営委員会の開催、休日リハビリの実施などリハビリ機能の充実に取り組む。
医療体制の充実	中央病院・病院総務課	医師確保対策の強化、高度医療機器の適切な導入など良質な医療の提供に取り組む。

事業名	担当課	施策の内容
総合相談センター、 がん相談支援センタ ー業務	中央病院・ 地域医療連携 センター	良質な医療をやさしく安全に提供するため総 合相談センター、がん相談支援センター業務 において看護相談、よろず相談、医療福祉相 談、がん相談など多種にわたる相談を実施し 相談内容に対応する。
県立こども病院との 連携強化	中央病院・ 地域医療連携 センター	県立こども病院との連携を強化しスムーズな 紹介、転院を実施する。
セカンドオピニオン の実施	中央病院・ 地域医療連携 センター	セカンドオピニオンを積極的に推進し、セカ ンドオピニオン外来での相談受け入れ、患者 からの希望に応じた他院への情報提供を実施 する。

#### □障害の疑いがあるこどもへの対応

事業名	担当課	施策の内容
整形外科医療相談 小児神経科医療相談	こども発達セ ンター	家族や担当職員が診断の説明や療育に関する 専門的な助言を受けるための整形医療相談、 小児科医相談を実施する。
医療との連携	こども発達セ ンター	医療との連携のため医療機関からの紹介状を 受け、また情報提供を行う。

#### □難病患者への対応

事業名	担当課	施策の内容
指定難病患者等療養 扶助費の支給	保健医療課	指定難病等に罹患している患者に対して、療 養に伴う経費の軽減を図るため、指定難病患 者等療養扶助費を支給する。
小児慢性特定疾病児 童日常生活用具の給 付	保健医療課	小児慢性特定疾病児童等の日常生活における 利便性向上のため、小児慢性特定疾病児童日 常生活用具を給付する。
難病団体援護活動費 補助金の交付	保健医療課	富士市難病患者・家族連絡会の総合相談会の 開催及び各種事業の実施等に要する経費に対 し難病団体援護活動費補助金を交付する。

事業名	担当課	施策の内容
難病患者介護家族リフレッシュ事業	保健医療課	市から委託を受けた訪問看護ステーションによる滞在型看護の利用または登下校や在校時における医療的ケアの利用について看護料の一部を補助する難病患者介護家族リフレッシュ事業を実施する。

#### □障害のある人への医療費の助成

事業名	担当課	施策の内容
更生医療の助成	障害福祉課	身体障害者手帳に記載されている障害で、治療によりその障害が軽減され、日常生活の向上が認められる身体障害者に対し医療費を助成する更生医療を実施する。
育成医療の助成	障害福祉課	18歳未満で身体障害者福祉法に定める障害を有する者、また現に持つ疾患を放置すれば障害になることが見込まれる者に対し医療費を助成する育成医療を実施する。
重度心身障害児（者）医療費助成	障害福祉課	重度心身障害児（者）の健康の保持と介護者の世帯の福祉の向上のため、重度心身障害児（者）医療費助成金を支給する。
精神障害者医療費の助成	障害福祉課	精神障害者及び世帯の負担軽減のため、精神科病院の入院期間が3か月を超え、かつ、引き続き6か月以上の入院が必要であると認められる精神障害者に対し精神障害者医療費助成金を支給する。

### （3）精神保健、医療の推進

事業名	担当課	施策の内容
ストレス相談	健康政策課	仕事・人間関係・家族関係等に関する悩み・不安などについて、臨床心理士が相談を受けるストレス相談を実施する。
児童生徒へのカウンセリング	特別支援教育センター (学校教育課)	小・中学校において相談室での相談活動や休み時間等での声掛け、日常的な場面での相談など児童生徒に対するカウンセリングを実施する。



事業名	担当課	施策の内容
教職員及び保護者に対する助言及び支援	特別支援教育センター (学校教育課)	児童生徒への個別対応に関する助言及び支援、ケース会議等での助言など教職員及び保護者に対する助言及び支援を実施する。
カウンセリング等に関する情報の収集及び提供	特別支援教育センター (学校教育課)	学校からの相談に関する情報交換や協議、授業中の児童生徒の観察や校内巡回による情報の収集など児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供を行う。
要望への対応	特別支援教育センター (学校教育課)	校長からの要請により生徒指導関係会議への参加、緊急対応としてのカウンセリング業務を行う。
こころのゲートキーパー研修	健康政策課	悩んでいる人に気づき声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ見守るこころのゲートキーパーを養成するための研修会を開催する
広報ふじ特集ページ	障害福祉課	広報ふじ特集ページ等を利用して市民に対し、精神疾患等について啓発する。
医療観察法によるケア会議	障害福祉課	緊急入院が必要となったケースへの対応や未治療者、医療中断者を医療につなげるため保健所、医療機関と連絡調整等を行う。 医療観察法が適用されたケースについて保護観察所の社会復帰調整官、指定医療機関と連携し必要な対応を行う。

## **基本目標3** 自分の力を育み、発揮できるまちづくり

### **1. 早期療育の充実**

---

#### **【現状と課題】**

障害のある子どもにとって、障害による困難を軽減し、健やかに成長していくために、幼少時から適切な療育を受けることが重要です。

このため、市は、乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問、保育園・幼稚園訪問などで障害の早期発見に努め、早期療育につなげる取組を進めています。

近年、こどもの発達についての相談は増加し、相談内容が多様化・複雑化しています。このため、こども一人ひとりの発達に応じたきめ細かな療育を実施する体制づくりが求められています。

#### **【目指すべき姿】**

#### **「一人ひとりが持っている自分の力を大切に育むまち」**

関係機関が連携して、障害の早期発見に努め、幼少期から効果的な療育を実施することで、一人ひとりが自分の資質を伸ばして成長できるまちを目指します。

## 【具体的な施策】

### (1) 障害の早期発見のための対策の充実

事業名	担当課	施策の内容
こども発達センターとの連携	地域保健課	乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問等で障害を持つこどもの早期発見に努め、こども発達センターでの早期療育につなげる。
1才6か月及び3歳児健診、にこにこ教室に参加	こども発達センター	こども発達センターと地域保健課との連携、情報交換のため、1歳6か月及び3歳児健診、おやこ教室等にこども発達センター保健師、セラピストなどスタッフが参加する。
健診事後個別相談「おやこ相談」	地域保健課	認定心理士、臨床発達心理士がこどもの発達や保護者の育児に関する相談を行い、保護者が安心して育児ができるよう、「おやこ相談」を実施する。
幼児発達支援事業おやこ教室	地域保健課	発達面で気になる幼児と保護者を対象に、幼児期に必要な愛着形成や自己肯定感の確立を目指すため、心理職・保育士・保健師がグループ支援を行う幼児発達支援事業「おやこ教室」を実施する。

### (2) 早期療育の充実

事業名	担当課	施策の内容
発達相談室	こども発達センター	発達の遅れやつまづきが見られる就学前のこどもを対象に、こどもの発達状況に応じて各スタッフが心理発達相談、発達検査、言語相談及び指導、摂食指導、運動機能訓練、保健指導等を実施する。
親子教室	こども発達センター	発達の気になる幼児を対象にこどもの年齢や発達状況に応じたグループを編成し、集団活動により基本的な生活習慣の確立や遊びを通して保護者がこどもに適切なかわりができるよう「親子教室」を実施する。

事業名	担当課	施策の内容
児童発達支援	こども発達センター	「こども発達センターみはら園」にて、発達に遅れや気掛かりのあるこどもの就学前の通園施設として、食事、排せつ、着脱等の身辺自立への指導のほか必要な療育を行う。
統合保育の実施	保育幼稚園課	保育園、幼稚園、認定こども園において、心身に障害を持つこどもも、持たないこどもも、隔てることなく集団保育の中で適切な指導を実施することにより、健全な社会性の発達を促す統合保育を実施する。
特別支援保育研修会の実施	保育幼稚園課	各園の統合保育実践例を出し合い、こどもたちの成長発達にかかわる職員の専門性を高める特別支援保育研修会を実施する。
特別支援保育連絡会の開催	保育幼稚園課	富士市の統合保育のあり方について、意見交換、専門研修を行う特別支援保育連絡会を開催する。
幼稚園特別支援教育研修会の開催	保育幼稚園課	障害児に対する理解を深め、対応の仕方等の研修を行う幼稚園特別支援教育研修会を開催する。
園訪問	こども発達センター	こども発達センタースタッフが保育園、幼稚園を訪問し、集団の中でのこどもの様子を把握するとともに、園内会議に参加して情報交換や保育士、教諭に対する助言を行う。

## 2. 教育の振興

---

### 【現状と課題】

平成27年4月に開設された特別支援教育センターでは専門的な職員が保護者、学級の支援を行うとともに、医療・福祉・就労などの関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に努めています。

近年、こどもの発達についての相談は増加し、相談内容が多様化・複雑化しています。このため、こども一人ひとりの発達に応じたきめ細かな療育と学習支援を実施するとともに、関係機関が連携を深め、地域の中で、就学前、就学中、卒業後と、継続的な支援を実現する体制づくりが求められています。

### 【目指すべき姿】

**「ライフステージを通じて一人ひとりの成長を支え、共生できるまち」**

障害のあるこども一人ひとりに合わせた支援を実施することで、障害のある子とない子が一緒に学び、共に成長できるまちを目指します。

## 【具体的な施策】

### (1) 障害のある児童、生徒への支援の充実

事業名	担当課	施策の内容
就学にあたっての情報引継ぎ	こども発達センター	小学校への入学にあたり、学校生活をスムーズにスタートできるように、スタッフが学校へ出向き、こどもの特性や配慮して欲しい点などを伝える。
教育相談	学校教育課・特別支援教育センター	特別支援教育センターにおいて、心理判定士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士等の専門職員を集約配置し、保護者や学校からの相談に対して、専門的な助言、支援を行う。
新1年生応援シート	学校教育課・特別支援教育センター	学校が事前にこどもの特性を捉え、担任の指導に役立てスムーズな就学を支援するため、小学校入学児の保護者に新1年生応援シートを配布する。
富士市就学支援委員会の実施	学校教育課・特別支援教育センター	医学、心理学、教育学その他の障害のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者及び学校職員で構成する富士市就学支援委員会を開催し、特別支援教育センターまたは富士市就学支援委員が就学時健康診断で配慮が必要であると思われるこどもと保護者に面接、行動観察などを行って把握したこどもの特性等に適した就学の場を審議する。
小1教室	学校教育課・特別支援教育センター	小1グループに通っていた児童を対象に小1教室を開設して支援方法をさぐり、保護者にも児童に合う支援方法を知らせ、保護者と学校とが協力関係を構築できるように助言や情報提供をする。
サポート員配置	学校教育課・特別支援教育センター	特別支援学級や通常学級において配慮や支援を必要としている児童生徒の人数や実態に応じて特別支援学級サポート員や特別支援教育サポート員を配置する。

事業名	担当課	施策の内容
巡回相談	学校教育課・特別支援教育センター	通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対し、必要に応じて巡回学習相談員や専門職員が相談に応じ、特別支援教育コーディネーター、保護者と協議しながら個別の教育支援計画・指導計画を作成する。
サポート員研修	学校教育課・特別支援教育センター	特別支援学級サポート員や特別支援教育サポート員等の資質向上のため、サポート員の役割、発達障害の理解、支援方法等について大学教授の講演、グループワーク等を行うサポート員研修を実施する。
富士市特別支援教育連携協議会	富士特別支援学校・学校教育課・特別支援教育センター	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、個々のニーズに応じた支援の充実や支援体制の整備を推進し、関係機関との連携を円滑に推進するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが市の各種委員会へ参加する。
新任特別支援教育コーディネーター研修会	学校教育課・特別支援教育センター	特別支援教育コーディネーターの役割や指導法の向上を目指す研修会を実施する。
個別の教育支援計画の見直し	学校教育課・特別支援教育センター	特別支援学級在籍児童生徒や巡回相談を受けている通常学級在籍児童生徒について、保護者と生育歴、学習の様子、生活の様子、医療面、社会性等について相談しながら個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携する。
情報交換	学校教育課・特別支援教育センターほか	特別支援教育センターと福祉、医療、保健の各関係機関とが連携を取り、一貫した指導を実現する。
アフター5特別支援教育講座	学校教育課・特別支援教育センター	違いを認め合える学級づくり授業づくりを支援するため、ユニバーサルデザインの考え方を活かした授業づくりについての講話や、専門職・巡回学習相談員の実践例を紹介するアフター5特別支援教育講座を開催する。

事業名	担当課	施策の内容
児童発達支援	障害福祉課	発達に遅れや気掛かりのあるこどもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援を実施する。
居宅訪問型児童発達支援の実施	こども発達センター・障害福祉課	重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。
放課後等デイサービスの実施	障害福祉課	障害のある児童生徒に対して、放課後や休日に、通所により生活能力の向上のために必要な療育や、社会との交流の促進など、必要な支援を継続的に行う放課後等デイサービスを実施する。
ふじやま学園の運営	障害福祉課・ふじやま学園	ふじやま学園において、入所児童に対して日常生活に必要な支援、社会的自立に向けた知識・技能の習得のための支援を行うとともに、在宅児童の支援として短期入所、日中一時支援を実施し、保護者からの相談に対応する。
ケース会議の開催	障害福祉課ほか	特別支援学校、特別支援教育センター、サービス事業所、相談支援事業所、市担当者、保護者等が集まりケース会議を実施する。
保育所等訪問支援	こども発達センター	発達に遅れや気掛かりのあるこどもが地域で生活していくために、こどもが通う園を訪問して支援を行う保育所等訪問支援を実施する。

## (2) 学校卒業後の支援体制の充実

事業名	担当課	施策の内容
ケース会議の実施	学校教育課・特別支援教育センター、障害福祉課ほか	適切な進路を選択し、卒業後は新しい環境に円滑に移行できるようにするため、特別支援学級を卒業予定の生徒に対して、学校、特別支援教育センター、サービス事業所、相談支援事業所、市担当者、保護者等が集まりケース会議を開催する。



事業名	担当課	施策の内容
移行支援会議への参加	障害福祉課、特別支援学校ほか	適切な進路を選択し、卒業後は新しい環境に円滑に移行できるようにするため、特別支援学校を卒業予定の生徒に対して、学校、サービス事業所、相談支援事業所、企業、市担当者、保護者等が集まり開催される移行支援会議に参加する。

### **3. 雇用・就労、経済的自立の支援**

---

#### **【現状と課題】**

障害のある人にとっても、就労することは、経済的な自立の手段であるとともに、働く喜びを持ち、知識や技能を高めるために大切なことです。

このため、市は、障害者総合支援法に基づく就労支援事業を実施するとともに、就労機能パワーアップ事業により障害のある人の働く場の開拓や職場への定着、就労継続支援事業所を利用する人の工賃アップに取り組むなど、障害がある人の就労支援を進めてきました。また平成29年4月にはユニバーサル就労支援センターを開設し、様々な理由から働きたくても働くことができない状態にある人の支援に当たっています。

しかしながら、障害のある人にとって、職場の環境や、ともに働く人々とのコミュニケーションの問題など、十分に整えられているとは言えない状況にあり、さらに障害のある人の雇用の促進や職場定着に向けての支援を充実させることが求められています。

#### **【目指すべき姿】**

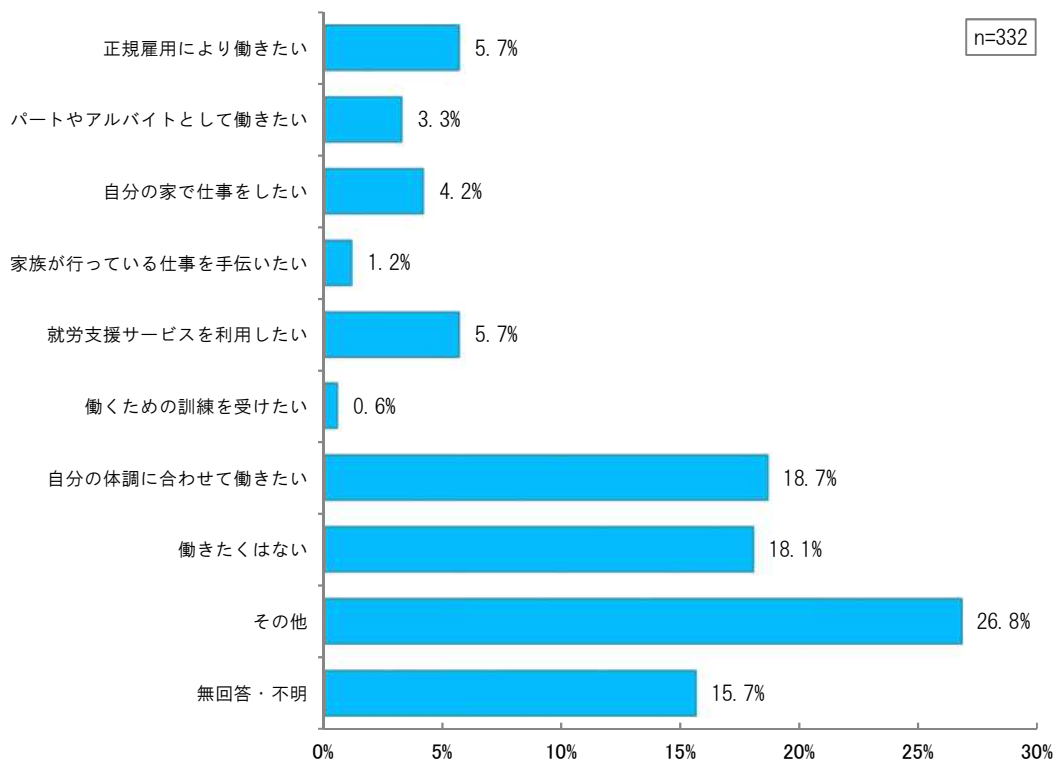
##### **「だれもが自分の力を発揮し、輝けるまち」**

障害のある人の雇用と就労を支援し、経済的な自立を促すことで、だれもが自分の資質を活かしていきいきと暮らせるまちを目指します。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

働くことについてどのように考えますか。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）



働くことについて考えると、全体では、「自分の体調に合わせて働きたい」が18.7%で最も多くなっています。

年代別にみると、16～29歳の方は「正規雇用で働きたい」、30代～50代では「就労支援サービスを利用したい」と回答した人が多くなっています。60歳以上では「働きたくない」と回答した人が多くなっています。

【具体的な施策】

(1) 雇用・就労の支援

事業名	担当課	施策の内容
障害者就職面接会	商業労政課	富士公共職業安定所が主催する、就職を希望する障害者と採用を募集する事業所との面接会を静岡県、富士宮市等と共催する。

事業名	担当課	施策の内容
就労困難者就労支援事業	生活支援課	ユニバーサル就労支援センターにおいて、就労困難者個々の特性に合わせた支援を行うため、アセスメントやキャリアカウンセリングを行う就労困難者支援事業を実施する。
協力企業等開拓事業 (受け皿開拓)	生活支援課	ユニバーサル就労支援センターにおいて、就労困難者に多様な働き方を提供できる企業等を調査・訪問し、就労、就職につなげる協力企業等開拓事業を実施する。
ユニバーサル就労周知啓発事業	生活支援課	ユニバーサル就労広報係において、市民や企業に向けてユニバーサル就労の広報や啓発活動を行い、市全体にユニバーサル就労に関する情報を発信するユニバーサル就労周知啓発事業を実施する。
企業立地促進奨励金	産業政策課	事業所の新設及び増設等に伴い、新たに富士市民を雇用する企業に対して交付する企業立地促進奨励金において、障害者雇用については補助額を上乗せして交付する。
建設工事総合評価競争入札	契約検査課	市の入札制度において、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領に定める格付の評価項目、総合評価競争入札の評価項目に障害者の雇用状況を加え、障害者雇用を促す。
障害者就労機能パワーアップ事業（企業開拓・雇用定着支援）	障害福祉課	関係機関と連携を取り、企業訪問などにより障害者を雇用する職場の開拓、障害者の雇用定着を図るため、障害者就労機能パワーアップ事業を実施する。
就労移行支援の実施	障害福祉課	就労を希望し、一般就労が可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労移行支援を実施する。
就労継続支援A型の実施	障害福祉課	一般就労が困難な障害者のうち、継続的な就労が可能なる者に対し、雇用契約に基づく就労の場を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援A型を実施する。

事業名	担当課	施策の内容
就労継続支援B型の実施	障害福祉課	一般就労、雇用契約に基づく就労が困難な障害者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援B型を実施する。
就労定着支援の実施	障害福祉課	一般就労へ移行した後、就労に伴う生活面での課題に対応するべく、事業所と家族、関係機関との連絡調整や指導、助言など必要な支援を行なうため新たに創設される就労定着支援を実施する。

## (2) 経済的自立の支援

事業名	担当課	施策の内容
障害者就労施設等からの物品等調達の推進	障害福祉課	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。
障害者就労機能パワーアップ事業（工賃アップに向けた支援）	障害福祉課	就労継続支援事業所利用者の工賃アップに取り組むため就労機能パワーアップ事業を実施する。
特別障害者手当ほか	障害福祉課	障害者の所得保障の一環として、また障害者及び介護者の福祉の向上を図るため特別障害者手当ほか各種手当を支給する。

## 4. 施設や病院からの地域生活への移行の促進

---

### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で当たり前の暮らしが保障されるべきというノーマライゼーションの理念に基づき、施設や病院から地域生活への移行を進めていくことが重要であり、その中で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、支援体制を充実させる必要があります。

このため、市は障害のある人が地域での生活を送るために必要な、居宅介護（ホームヘルプサービス）等の在宅サービスや、日中活動の場である生活介護等の通所系のサービスを実施し、支援しています。

しかしながら、障害のある人にとって、重度の障害のある人を受入れられる通所系サービスや、身の回りの介護を行う在宅サービス等を提供できる事業所が十分に整えられているとは言えない状況にあるため、さらに支援を充実させることが求められています。

### 【目指すべき姿】

#### 「みんなで助けあい、だれもが望む暮らしを続けられるまち」

障害のある人の地域での暮らしをサポートする、在宅サービスと日中活動を支援、充実させることで、だれもが自分の希望する暮らしを続けられるまちを目指します。

## (1) 日中活動の充実

事業名	担当課	施策の内容
生活介護の実施	障害福祉課	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護を実施する。
日中一時支援の実施	障害福祉課	障害児（者）の日中における活動の場の確保と、家族の就労支援並びに一時的な休息を目的として日中一時支援を実施する。
地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課	地域生活を営む障害者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、併せて社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の地域生活の促進を図るため、地域活動支援センター事業を実施する。
障害児（者）カルチャー講座	障害福祉課	障害者が社会生活を送る上で必要な技能を修得しながら仲間づくりを進め、余暇活動の充実を図るため、障害児（者）カルチャー講座を開催する。
心身障害児者ふれあい交流事業	障害福祉課	心身障害児（者）及び家族、ボランティアの交流を目的としてふれあい交流事業を行う。
各種イベント会場のバリアフリー化	社会教育課 ほか	市民を対象とした各種講座や講演会等を行う際に、障害のある人も参加しやすいよう、バリアフリー施設を選定する。
障害者スポーツ教室の開催	文化 スポーツ課	障害者が自主的かつ積極的に行う障害者スポーツを障害の種類及び程度に必要な配慮をしつつ推進するため、障害者スポーツ教室等を開催する。
利用料減免制度	文化 スポーツ課	障害者のスポーツ活動を支援するため、マリンスポーツ、その他の体育施設の利用料を減免する。

## (2) 地域生活への移行と定着

事業名	担当課	施策の内容
地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課 ほか	障害者の地域での居住支援のため、相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の高い支援、地域の体制づくりの機能を持つ地域生活支援拠点等を整備する。
自立訓練（機能訓練）の実施	障害福祉課	身体障害者や難病患者等に対し、リハビリテーションや生活等に関する相談・助言など必要な支援を行う自立訓練（機能訓練）を実施する。
自立訓練（生活訓練）の実施	障害福祉課	知的障害者や精神障害者等に対し、自立した日常生活を営む上で必要な訓練と、生活等に関する相談・助言など必要な支援を行う自立訓練（生活訓練）を実施する。
宿泊型自立訓練の実施	障害福祉課	自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用する者に対し、居住の場を提供し、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援などを行う宿泊型自立訓練を実施する。
地域移行支援の実施	障害福祉課	障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している障害者など、地域生活に移行するための支援を必要とする者に対し、住居の確保など地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行など必要な支援を行う地域移行支援を実施する。
地域定着支援の実施	障害福祉課	地域生活移行後、地域生活を継続するために緊急時対応などの支援を必要とする者に対して常時の連絡体制の確保、相談対応などの支援を行う地域定着支援を実施する。
自立生活援助の実施	障害福祉課	施設入所支援、共同生活援助を利用していた者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談、助言等必要な支援を行う自立生活援助を実施する。



事業名	担当課	施策の内容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	障害福祉課 ほか	発達障害、高次脳機能障害を含む精神障害を有する者が、地域において安心して自分らしい生活を送るための地域包括ケアシステムを構築し、保健、医療、福祉関係者が連携して地域移行、地域定着を推進する。
空き家利活用支援補助金	住宅政策課	地域活性化に繋がる健康福祉支援の一環として、空き家を障害者支援施設等に改修することを支援する。

## **基本目標 4** 安全で安心な住みやすいまちづくり

### **1. 安全で快適な生活環境の整備**

---

#### **【現状と課題】**

障害のある人も、ない人と同じように、安全に、快適に活動することができる環境が求められています。

市は、これまでも、建築物や交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を進めてきましたが、障害のある人を取り巻く環境には、まだ多くの障壁（バリア）が存在します。また、障害のある人に対応した設備がなく、行きたい所に出掛けられないこともあります。

これからも、建物や道路、交通機関などのバリアフリー化を進めていかなければなりません。車いすを利用する人にとってバリアとなる小さな段差が、目の不自由な人にとっては境界を示すものになるなど、バリアの捉え方も様々であり、難しい点があります。

障害のある人をはじめ、お年寄りや小さな子どもなど、だれにとっても暮らしやすい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行うために、いろいろな人たちの意見を聞くこと、まちの情報を発信していくことが必要です。

#### **【目指すべき姿】**

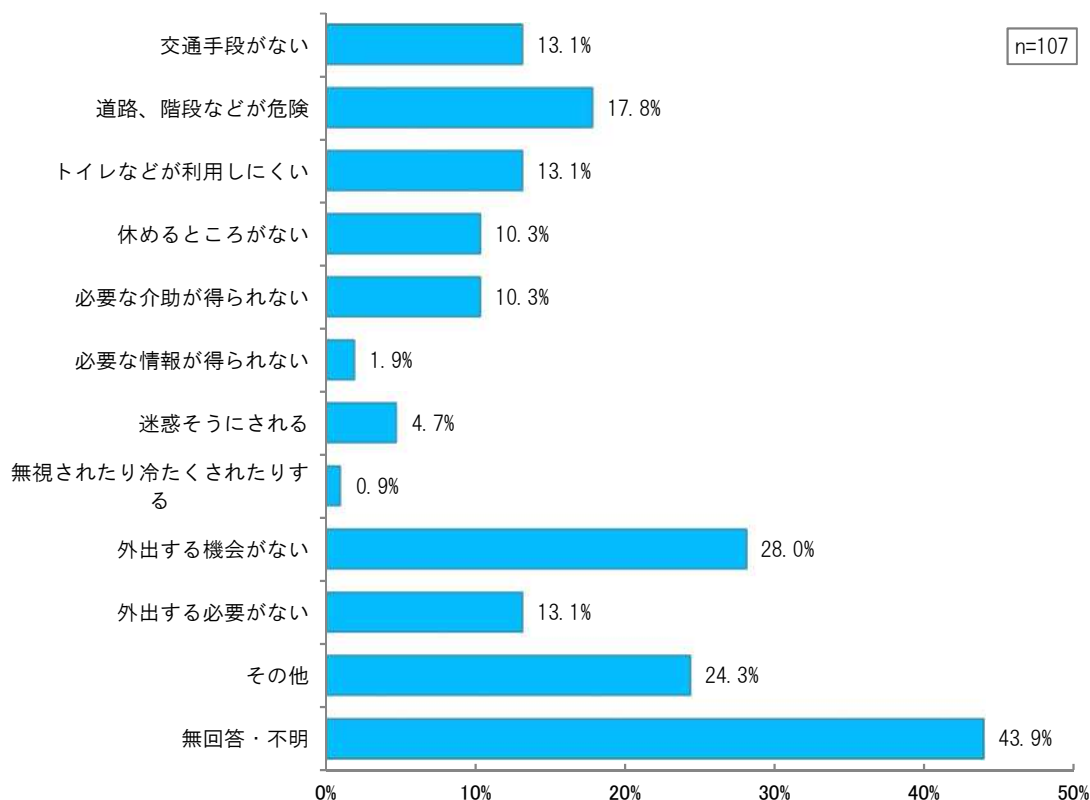
##### **「だれにとっても暮らしやすい、安全で快適なまち」**

建築物、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化と、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、障害のある人も、ない人も、だれもが安全で快適に生活し、社会参加できるまちを目指します。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

「あまり外出しない」「まったく外出しない」と回答した人の、外出しない理由。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）



外出しない理由をみると、「外出する機会がない」が28.0%と最も多く、コロナ禍で外出を控えていると回答した人も見られました。年代別にみると、30代と40代では「交通手段がない」と回答した人が最も多くなっています。「その他」の内容をみると、「病院や施設に入所している」「健康上の理由」などの回答が多くみられました。

【具体的な施策】

（1）住宅、建築物などのバリアフリー化の推進

事業名	担当課	施策の内容
市営住宅施設維持管理事業における住戸改修工事	住宅政策課	市営住宅の改修等にあたりバリアフリー化を推進する市営住宅施設維持管理事業、市営住宅再生事業を実施する。

事業名	担当課	施策の内容
静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出の受理及び審査	建築指導課	障害者・高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるよう、建築物の新築・増築の際に施設のバリアフリー化に関する届出の受領及び審査を行い、基準に適合している旨の適合証及び表示プレートを交付する。
公共建築物のバリアフリー化の推進	施設保全課	公共建築物の新築等の際にはユニバーサルデザインに配慮し、手すり、スロープ、昇降機、多目的トイレ、車いす使用者用の駐車場等建築物の整備内容に必要な設備を整備する。
街区公園再整備事業 ほか	みどりの課	新たな公園整備を行う際には、バリアフリー法及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づいた公園となるよう努めるとともに、既存施設の改修を行う場合についても、高齢者や障害のある方が安心して公園施設を利用することができるよう心掛ける。
バリアフリー基本構想推進事業	都市計画課	高齢者や障害者をはじめとして、だれもが安全・安心・快適に移動できる環境の確保に向けて、主要な鉄道駅周辺等において策定したバリアフリー基本構想を推進し、バリアフリー化の実現に努める。
バリアフリーマップ	障害福祉課	公共施設などのバリアフリー施設について、バリアフリーマップで公開する。
障害のある人に配慮した投票所の環境整備	選挙管理委員会事務局	障害のある人にとって投票しやすい環境を整備する。

## (2) 交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進

事業名	担当課	施策の内容
バスイベント開催事業	都市計画課	市民に対して路線バスに親しみと関心を持ち、公共交通のバリアフリーについて考える機会を提供するため、交通事業者との協働によるイベントを開催する。

事業名	担当課	施策の内容
幹線道路新設改良事業・歩道整備事業・主要幹線街路整備事業・街路事業関連道路整備事業	道路整備課	歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、バリアフリー化に配慮した歩道の整備、改良を行う。
交通安全普及事業	市民安全課	各地区が視覚障害者等の安全を図るために富士警察署に音響信号機の設置要望を提出する際の事前相談を受ける。
歩道等維持修繕事業	道路維持課	歩行者の安全を図るため、歩道等の維持修繕を迅速に行う。
道路照明灯等点検パトロール	道路維持課	歩行者の安全を図るため、道路照明灯や地下道・駐輪場照明施設の夜間巡視点検により不灯状況の確認を行う。
市内一斉道路点検パトロール	道路維持課	安全・安心な道路空間を確保するため、8月と12月の年二回、市内認定道路の点検パトロールを行い、道路上の穴や段差、転落防止柵など道路施設の不具合箇所を修繕する。
ゆずりあい駐車場	障害福祉課	公共施設や商業施設等に整備されている身体障害者用駐車場に、必要とする人が安心して駐車できるよう、県と連携してゆずりあい駐車場事業を推進する。

## **2. 防火・防災、防犯対策の推進**

---

### **【現状と課題】**

南海トラフ地震のような大きな地震や、台風などの気象災害が起きることが心配されています。

障害のある人や高齢者のように、災害が起きたときに一人で避難することが難しい人たちには、地域の人たちの支援が必要であることから、市では、支援が必要な人の把握や、支援が必要な人の視点に立った防災訓練の実施などの対策を行っています。

今後も、災害が起きたときの被害をできるだけ少なくするために、一人ひとりが日頃から十分に備えをしておくとともに、地域の人たちが協力して対応する災害対策を進める必要があります。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が犯罪の被害にあったり、巻き込まれることのない、安心して安全な地域社会をつくるため、一人ひとりが防犯意識を高め、関係機関や市民団体などが連携して取り組む必要があります。

### **【目指すべき姿】**

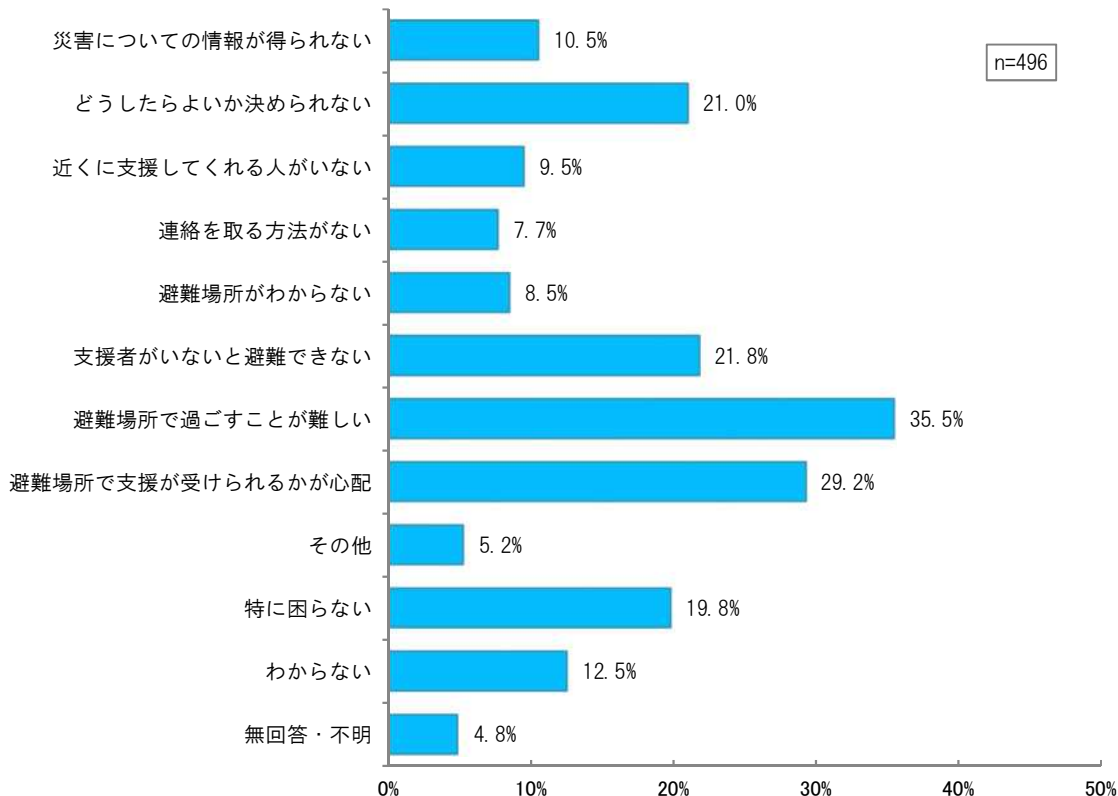
#### **「みんなで防災、防犯に取り組む、安心して暮らせるまち」**

一人ひとりが十分に備えるとともに、地域で協力して防災、防犯対策に取り組む体制をつくり、だれもが安全で安心して暮らしていけるまちを目指します。

◎市民アンケートより（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

災害が起きたとき、困ることは何ですか。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）



災害が起きたとき、困ることをみると、「避難所で過ごすことが難しい」が35.5%で最も多く、これに「避難場所で支援が受けられるかが心配」「支援者がいないと避難できない」「どうしたらよいか決められない」が続いています。

【具体的な施策】

(1) 災害対策

事業名	担当課	施策の内容
富士市地域防災計画の修正	防災危機管理課	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各種災害に対応できるよう、富士市地域防災計画の見直し、修正を行う。
災害・緊急情報支援キットの普及・啓発	福祉総務課	災害時の要援護者の把握のため、災害・緊急支援情報キットの普及・啓発を行う。

事業名	担当課	施策の内容
総合防災訓練（9月） 地域防災訓練（12月）	防災危機管理課	災害時の要援護者の支援体制を充実するため、各地区の自主防災会において総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。
緊急通報システム貸与事業	障害福祉課	災害時の備えとして、在宅の重度身体障害者（児）に対して人工呼吸器用非常用電源を、視覚・聴覚障害者に対して災害情報受信関連機器を給付する。
メールサービス、SNSでの提供	防災危機管理課	同報無線放送のメールサービスやSNSでの発信により、防災情報の提供を実施する。
防災ラジオの有償配布	防災危機管理課	同報無線情報を屋内で容易に聞くための防災ラジオを有償配布する。
避難所運営マニュアルの作成	防災危機管理課	災害時の障害のある人等の要援護者の受け入れ体制の整備を進めるため、各避難所の実情に応じて要配慮者に対応した避難所運営マニュアルを作成する。
防災アプリの普及	防災危機管理課	ハザードマップの確認や同報無線情報の受信、災害時の避難をサポートする機能を搭載した防災アプリを導入する。
個別避難計画の作成	福祉総務課	高齢者や障害者など災害時の避難に支援が必要な方の避難支援の実効性を確保するために、個別避難計画を作成する。
FAX119とNET119の広報	情報指令課	聴覚や発語に障がいを持っている方も安心して119番通報ができるよう、FAXやインターネット回線を活用した119番通報を促進する。

## （２）住宅等の防災、防火対策

事業名	担当課	施策の内容
防災出前講座 地震体験車 防災啓発イベントの開催	防災危機管理課	災害対策についての啓発活動として防災啓発イベント、防災出前講座を実施する。



事業名	担当課	施策の内容
木造住宅補強計画策定事業	建築指導課	木造住宅の耐震補強をするために必要な設計に対して、補助金を交付する。
木造住宅耐震補強助成事業	建築指導課	木造住宅の耐震補強をするための補強工事に対して、補助金を交付する。
住宅警報器普及啓発の広報、情報提供	予防課	住宅用火災警報器の交換や定期的な点検などについて広報し情報提供する。

### (3) 地域の防犯

事業名	担当課	施策の内容
防犯まちづくり推進事業	市民安全課	安全安心なまちの実現を目指し、防犯意識の高揚を図るとともにその知識を深めるため、防犯まちづくり講演会及び各種防犯講座を開催する。
		市民に対する注意喚起のため、警察署から提供された空き巣・ひったくりなど、身近な犯罪発生情報や不審者などの出没情報をメールサービスで発信する。
		障害の特性により、勧誘されると断れない人や消費者トラブルに気づきにくい人の消費者被害防止のため、出前消費者啓発講座を実施する。
消費者啓発講座	市民安全課	障害者の消費者被害防止のため、障害者の支援を行う障害者相談支援事業所等の障害福祉事業所を対象に消費者啓発講座を実施する。

## 第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1. 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

---

#### (1) 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」とは

障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」と言う。）の規定により市町村に策定が義務づけられている、障害福祉サービスなどの提供体制を計画的に整備するための計画です。

本市では、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする第1期から、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期まで、障害福祉計画を策定し各種施策を実施してきました。

また、第5期障害福祉計画からは、児童福祉法の規定に基づき、障害児を対象とするサービスの提供体制の確保に関する計画である障害児福祉計画を一体的に策定しています。

第7期富士市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（以下「本計画」と言います。）では、計画期間を令和6年度から令和8年度までとし、障害のある人や児童が地域生活を送る上での課題に対応するため、障害福祉サービスなどの提供体制の確保について成果目標を設定し、成果目標を達成するため必要となるサービス量を活動指標として設定しています。

この計画は、富士市障害者計画に掲げる様々な支援の実現に向けた、障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけます。

## (2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

第5次富士市障害者計画の基本理念である「だれもがその人らしく暮らせる社会の実現」を踏まえ、次の7点を本計画の策定に当たっての基本的な考え方とします。

### 1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする支援を受けつつ自立と社会参加を実現できるよう障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援の提供体制の整備を進めます。

### 2 身近な実施主体による一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人が、障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスを身近な地域社会で受けることができるよう、サービス提供基盤の整備・拡充を図ります。

### 3 地域生活への移行と継続、就労支援等の課題への対応

障害のある人の施設や病院から地域生活への移行と継続、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの拡充を目指します。

### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域に住む人々が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を計画的に進めます。

### 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもへの支援は、障害のある子ども本人の意思を尊重し、最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障害のある児童やその家族に対して、ライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

## 6 障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、各種事業を実施していくために、提供体制の確保とともにそれを担う人材の育成に取り組めます。

## 7 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の個性と能力を發揮した社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえた支援を行います。

### (3) 計画の策定方法

成果目標の設定に当たっては、現在、福祉施設に入所している人と就労支援サービスを利用している人の今後のサービスの利用見込について調査を行いました。

障害者総合支援法、児童福祉法においては、市は障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して障害福祉計画を策定するよう努めるものとされています。計画策定に当たり、障害者の日常生活に関わる事業を所管する各課及び障害当事者、関係機関、障害福祉サービス事業者など様々な立場の方からの意見を集約するためワーキンググループを設置し、本市の障害福祉サービスの現状と課題についての協議をしていただきました。

### (4) 計画の進捗管理

この計画を着実に推進するために、障害福祉制度の改正など、障害者を取り巻く社会環境の変化に対応し、成果目標の実現性を高めるため、定期的に計画内容を評価し、必要に応じて見直しを行う等、柔軟な運用を行います。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の実施に当たっては、障害のある人や児童を取り巻く社会環境などの変化に対応し、成果目標の実現性を高めるため、毎年度の障害福祉サービスなどの提供実績について、富士市障害者自立支援協議会による検証を行い、施策の円滑な推進に努めます。

## 2. 令和8年度の成果目標の設定

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、グループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、令和8年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

項目	数値
令和4年度末時点の入所者数（A）	223人
令和8年度末時点の入所者数（B）	211人
減少数（A）－（B）	12人
<b>令和8年度末時点までの地域移行者累計目標（※）</b>	<b>14人</b>

※令和8年度末時点までの地域移行者累計目標は、国の基本指針で示された成果目標を達成することを基本として設定した数値

### (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、富士市障害者自立支援協議会推進会議に保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、富士圏域障害者自立支援協議会地域移行定着部会と連携して課題の解決に取り組みます。

また、取組内容について富士市障害者自立支援協議会代表者会議に報告します。

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数（回）		2	2	2
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）		1	1	1
協議の場への関係者の参加者数（人） （各年度2回の開催を想定）	保健	2	2	2
	医療（精神科）	2	2	2
	福祉	2	2	2
	介護	2	2	2
	当事者	2	2	2
	家族	2	2	2
	富士圏域スーパーバイザー	2	2	2

### （３）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等として整備された５つの機能（相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会と場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を拡充するため、富士市障害者自立支援協議会推進会議において各機能の運用状況の検証、運用上の課題に関する検討を行い、各機能を担う事業者に還元するとともに、富士市障害者自立支援協議会代表者会議に報告します。

活動指標	令和６年度	令和７年度	令和８年度
機能拡充のための検証・検討の実施回数	２回	２回	２回

### （４）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般の事業所への就労移行を積極的に進めるものとし、令和８年度末時点における一般就労移行者数の目標値を次のとおり設定します。

#### ■目標値① 一般就労への移行者数

項目	数値
令和２年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	３５人
令和３年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	６５人
令和４年度における福祉施設から一般就労への移行者数（実績）	２６人
<b>令和８年度における福祉施設から一般就労への移行者数（目標）（※）</b>	<b>８７人</b>

※令和８年度における福祉施設から一般就労への移行者数（目標）は、国の基本指針で示された成果目標値を達成することを基本として設定した数値

#### ■目標値② 一般就労移行者の就労定着支援利用率

項目	数値
令和４年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用者数（実績）	３人
令和４年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（実績）	１１．５％
<b>令和８年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（目標）</b>	<b>３６．８％</b>

※令和８年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援利用率（目標）は、国の基本指針で示された成果目標値を達成することを基本として設定した数値

### ■目標値③ 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値
令和4年度の就労定着率が8割以上だった事業所の割合（実績）	20%
令和8年度の就労定着率が7割以上だった事業所の割合（目標）（※）	60%

※令和8年度の就労定着率が7割以上だった事業所の割合（目標）は、国の基本指針で示された成果目標値を達成することを基本として設定した数値

#### （5）障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童への重層的な地域支援体制を構築するため、富士市立こども発達センターみはら園の児童発達支援センター機能を強化するとともに、重度の身体障害と知的障害が重複している児童が利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所を確保します。

また、令和3年に公布された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、富士市医療的ケア児等支援検討会議を開催して保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を促します。

内 容		状 況			
児童発達支援センターの設置		設置済み			
保育所等訪問支援を利用できる体制構築		構築済み			
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		確保済み			
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		設置済み			
医療的ケア児コーディネーターの配置数（見込）	R 5	R 6	R 7	R 8	
	4人	4人	4人	4人	

#### (6) 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

相談支援事業者の新規参入を促すなど、地域の相談支援体制の拡充を図ります。

また、障害福祉課に設置する富士市障害者基幹相談支援センターと障害者等相談支援事業者が連携して、障害種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者への専門的指導・助言や人材育成などに取り組みます。

(件)

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者への専門的指導・助言	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成のための支援	14	14	14
地域の相談支援機関との連携強化のための取組	12	12	12

#### (7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスなどの多様化と事業所の増加に対応し、適切にサービスを利用していただくため、令和8年度までに障害福祉サービスなどの質の向上に取り組む体制を構築します。

市職員を県が実施する研修に参加させるとともに、障害福祉サービス事業者などと連携して報酬の請求誤りを防ぎ、運営を適正化するための取組を行います。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への市職員参加人数(人)	3	3	3
報酬請求に対する審査結果のサービス等事業所との共有の実施回数(回)	1	1	1



### 3. 障害福祉サービスの見込数値

---

#### (1) 訪問系サービス

主に在宅でヘルパー等の訪問を受け利用するサービス。

#### 居宅介護

居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	212人	214人	216人	218人
活動時間	4,174時間	4,236時間	4,298時間	4,360時間

#### ■サービス提供体制確保の方策

居宅介護職員初任者研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、必要とする人が必要な量のサービスを受けられるよう、適正な支給決定を行います。

## 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害、精神障害により常に介護が必要な人を対象に、居宅等において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	9人	9人	9人	9人
活動時間	4,822時間	4,838時間	4,854時間	4,870時間

### ■サービス提供体制確保の方策

重度訪問介護従事者養成研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、必要とする人が必要な量のサービスを受けられるよう、適正な支給決定を行います。

## 同行援護

視覚障害により移動が困難な人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供し、移動の援護を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	31人	32人	32人	32人
活動時間	549時間	578時間	607時間	636時間

### ■サービス提供体制確保の方策

同行援護従業者養成研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、必要とする人が必要な量のサービスを受けられるよう、適正な支給決定を行います。

## 行動援護

知的障害や精神障害により行動上の障害がある人を対象に、外出時などに危険を回避するために必要な支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	10人	10人	10人	10人
活動時間	96時間	100時間	104時間	108時間

### ■サービス提供体制確保の方策

強度行動障害支援者養成研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、新たな事業所の参入を促し、サービス提供体制の拡充に努めます。

## 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人を対象に、居宅介護や通所サービスなどの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	0人	0人	0人	0人
活動時間	0時間	0時間	0時間	0時間

### ■サービス提供体制確保の方策

ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を行います。

## (2) 日中活動系サービス

### 生活介護

常に介護等の支援が必要な人に対し、施設への通所により食事や入浴、排せつ等の介護や、軽作業等の生産活動、創作的活動の機会の提供など、身体機能、生活能力の維持・向上のために必要な支援を行うサービス。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	512人	524人	536人	549人
利用日数	10,240日	10,480日	10,720日	10,980日

#### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保に努めます。強度行動障害や医療的ケアの必要な障害者を受入れ可能な事業所の確保に重点的に努めます。

### 自立訓練（機能訓練）

一定の期間、施設への通所などにより理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションや生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	5人	6人	7人	8人
利用日数	45日	52日	59日	66日

#### ■サービス提供体制確保の方策

ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を行います。

## 自立訓練（生活訓練）

一定の期間、施設への通所などにより入浴、排せつや食事などに関する日常生活を営むための訓練や生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	39人	39人	39人	39人
利用日数	640日	640日	640日	640日

### ■サービス提供体制確保の方策

対象者を的確に把握し、事業所と連携しながら適切な支援を行います。

## 就労選択支援

就労系の障害福祉サービスの利用希望者に対し、就労能力等を評価し、適正なサービス利用に繋ぐためのサービス（令和7年10月より開始）。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	—	—	8人	9人

### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保に努めるとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

## 就労移行支援

就労を希望している障害のある人に対し、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	83人	84人	85人	86人
利用日数	1,328日	1,344日	1,360日	1,376日

### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保に努めるとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

## 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のため必要な訓練などの支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	158人	167人	176人	185人
利用日数	3,160日	3,340日	3,520日	3,700日

### ■サービス提供体制確保の方策

就労機能パワーアップ事業、障害者就業・生活支援センターと連携して事業所の効率的な活用を図るとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

## 就労継続支援（B型）

通常の事業所での就労が困難な人に対し、雇用契約を結ばない就労機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上のため必要な訓練などの支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	681人	715人	750人	787人
利用日数	12,258日	12,870日	13,500日	14,166日

### ■サービス提供体制確保の方策

就労機能パワーアップ事業、障害者就業・生活支援センターと連携し、工賃アップを図るなど事業所の効果的な運営を支援するとともに、対象者を的確に把握して適切な支援を行います。

## 就労定着支援

障害福祉サービスを利用して新たに通常に雇用された障害のある人に対し、事業所での就労を継続するために必要な事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関などとの連絡調整や、就労に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	35人	35人	35人	35人

### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保を図ります。

## 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に対し、医療機関への入院と併せて、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	29人	30人	31人	32人

### ■サービス提供体制確保の方策

ニーズの把握に努め、適切な対応を行います。

## 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、施設に短期間入所することにより入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

#### 【福祉型短期入所】

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	76人	79人	83人	87人
利用日数	531日	552日	580日	608日

#### 【医療型短期入所】

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	3人	3人	3人	3人
利用日数	57日	57日	57日	57日

### ■サービス提供体制確保の方策

新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の拡充を図ります。



### (3) 居住支援系サービス

#### 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を利用していた障害のある人が、居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対して、定期的な巡回や随時行う訪問により状況を把握して相談に応じ、関係機関などとの連絡調整その他の必要な援助を行うサービス。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	0人	0人	0人	0人

#### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保を図ります。

#### 共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営む上で支援を必要とする障害のある人に対し、主に夜間に、共同生活を営む住居で、家事や相談、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を行うサービス。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	275人	280人	285人	290人

#### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の開設や運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保を図ります。特に夜間や休日の支援を行う介護サービス包括型グループホームの提供体制確保に努めます。

## 施設入所支援

障害者支援施設において、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言などの必要な日常生活上の支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	223人	220人	217人	214人

### ■サービス提供体制確保の方策

入所施設から地域への移行が進められ、利用者数の減が見込まれていますが、本人や家庭の事情等により地域で生活することが困難な人もあり、施設入所支援の必要性は残っています。地域での生活が可能な人については積極的に移行を進め、限られた社会資源の活用を図っていきます。

## (4) 計画相談支援

## 計画相談支援

障害のある人が障害福祉サービスを利用するに当たり、サービス内容などを定めたサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の見直しを行うサービス。

### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	1,348人	1,353人	1,358人	1,363人

### ■サービス提供体制確保の方策

相談支援従事者研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

## 障害児相談支援

障害のある児通が障害児通所支援を利用するに当たり、サービス内容などを定めた障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の見直しを行うサービス。

### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	538人	543人	548人	553人

### ■サービス提供体制確保の方策

研修などの情報提供を行い、人材の確保に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

## (5) 地域相談支援

## 地域移行支援

障害者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している人など、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保など地域生活移行のための活動に関する相談や障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行うサービス。

### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	4人	4人	4人	4人

### ■サービス提供体制確保の方策

対象者を的確に把握し、相談支援事業者と連携しながら適切な支援を行います。

## 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して相談その他必要な支援を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	1人	1人	1人	1人

### ■サービス提供体制確保の方策

対象者を的確に把握し、相談支援事業者と連携しながら適切な支援を行います。

## (6) 障害のある児童に係るサービス

## 児童発達支援

就学前の障害のある児童に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	128人	130人	132人	134人
利用日数	1,536日	1,560日	1,584日	1,608日

### ■サービス提供体制確保の方策

障害のある児童とその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、富士市立こども発達センターみはら園の機能の活用等、サービス提供体制の確保と充実に努めます。また、放課後等デイサービスとの多機能型事業所を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

## 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して児童発達支援及び治療を併せて行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	0人	0人	0人	0人
利用日数	0日	0日	0日	0日

### ■サービス提供体制確保の方策

近隣には想定される事業所がありませんが、ニーズの把握に努め、必要に応じた対応を行います。

## 放課後等デイサービス

学校に通学する障害のある児童に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに放課後等の居場所を提供するサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	771人	778人	785人	792人
利用日数	11,565日	11,670日	11,775日	11,880日

### ■サービス提供体制確保の方策

事業所の運営に関する相談などに対応し、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

## 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応を支援するため、保育所等を訪問し、障害児本人への訓練や保育所等のスタッフへの助言、指導を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	16人	16人	16人	16人
利用日数	16日	16日	17日	19日

### ■サービス提供体制確保の方策

サービス提供体制の確保・充実を図り、地域の幼稚園、保育園、学校等と連携して、児童の心身の状況や環境に応じた対応を行います。

## 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障害がある児童などに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本動作の指導等を行うサービス。

### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	1人	2人	2人	2人
利用日数	1日	2日	2日	2日

### ■サービス提供体制確保の方策

富士市立こども発達センターみはら園において児童の心身の状況や環境に応じて必要な対応を行います。

## (7) その他のサービス

### 自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けた満18歳以上の身体に障害がある人が、障害を取り除き軽減するために確実な効果が期待できる治療を受ける場合に医療費を助成するサービス。

#### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	147人	151人	155人	159人

### 自立支援医療（育成医療）

児童福祉法で定める障害のある児童のうち、身体に障害がある満18歳未満の児童（障害に係る医療を行わなければ将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む）が、障害を取り除き軽減するために確実な効果が期待できる治療を受ける場合に医療費を助成するサービス。

#### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	10人	10人	10人	10人

### 補装具

補装具……身体に装着することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長時間にわたって継続して使用される補装具の購入、借り受け、修理に要する費用の給付を行うサービス。

#### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	398件	407件	411件	414件

## 4. 地域生活支援事業の見込数値

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施主体となって行う事業です。

障害者総合支援の規定により実施するものとされる市町村必須事業と、地域の実情に応じて実施できる任意事業があります。

理解促進・啓発、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を実施します。

### (1) 市町村必須事業

#### 理解促進・啓発事業

障害のある人や障害についての理解を深めるための市民向け講演会や手話奉仕員養成研修、障害者週間記念事業などの啓発のためのイベントを開催します。

#### 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、当事者団体等の行う社会活動、ボランティア活動を支援します。

#### 相談支援事業

##### ・相談支援事業

障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行うとともに、富士市障害者基幹相談支援センターと連携して地域の相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

#### ■サービスの見込量

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	7か所	7か所	7か所	7か所



### ・富士市障害者基幹相談支援センター

障害者等からの相談に対応し、情報提供、助言などを行うほか、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関が連携するための支援、相談支援事業者の人材養成のための研修事業を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担います。（障害福祉課内に設置）

### 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を必要とする障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する費用や後見人等の報酬などを助成し、制度利用を支援することで、障害のある人の権利を擁護します。

### 意思疎通支援事業

専任手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、聴覚、音声・言語機能に障害のある人と周囲の人との意思疎通を支援します。

#### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専任手話通訳者設置		1人	1人	1人	1人
手話通訳者派遣	延 派 遣 数	90人	90人	90人	90人
要約筆記者派遣		80人	80人	80人	80人

### 移動支援事業

社会的な障壁により移動が困難な人の地域生活を支援するため、ヘルパーを派遣して社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出の支援を行います。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	77人	87人	87人	87人
延利用時間数	494時間	562時間	562時間	562時間

## 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害への理解を深め、基礎的な手話を習得することにより、手話を言語とする人の理解者として活動する手話奉仕員を養成する講座を開催し、将来的な手話通訳者養成の基礎とします。

## 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

### ■日常生活用具の種類

内容	種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子などを給付します。
自立生活支援用具	障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

### ■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	21件	20件	21件	22件
自立生活支援用具	37件	41件	42件	43件
在宅療養等支援用具	31件	32件	33件	34件
情報・意思疎通支援用具	60件	63件	65件	67件

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排せつ管理支援用具	5, 422件	5, 438件	5, 585件	5, 764件
居宅生活動作補助用具	3件	7件	7件	7件

### 地域活動支援センター事業

障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じた創作的活動または生産活動の機会の提供や、日常生活の支援や様々な相談への対応などを行います。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	145人	145人	145人	145人
延利用者数	1, 565人	1, 565人	1, 565人	1, 565人

## (2) 市町村任意事業

### 日常生活支援事業

#### ・訪問入浴

居宅において入浴することが困難な障害のある人を対象に、巡回入浴車を派遣し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

#### ■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	13人	14人	15人	16人
利用回数	95回	102回	109回	106回

・ことばの相談室

ことばに関して何らかの障害を持つ特別支援学校・特別支援学級に通学する児童・生徒を対象に、相談・訓練を通してコミュニケーションの手段を獲得することを目的とした「ことばの相談室」を開設します。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人員	650人	650人	650人	650人
開所日数	225日	225日	225日	225日

・日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護する家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。

■サービスの見込量（1月当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
～4時間	147回	145回	140回	140回
4～8時間	118回	110回	110回	110回
8時間～	57回	60回	60回	60回

・居室確保事業

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

■サービスの見込量（1年当たり）

区分	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急一時的な宿泊場所の提供 利用日数	30日	30日	30日	30日
地域での一人暮らし体験的宿泊 利用日数	24日	24日	24日	24日

## 社会参加促進支援事業

### ・レクリエーション支援

区分		内容			
心身障害児（者）ふれあい 交流事業		障害のある人や児童とその家族の交流の機会となるイベントを 毎年2回開催			
知的障害児（者） カルチャー講座		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	講座数	9講座	9講座	9講座	9講座
	回数	88回	88回	88回	88回
	参加者数	1,679人	1,679人	1,679人	1,679人

### ・点字・声の広報

区分	内容
音声行政情報提供事業	広報ふじ・障害者計画等の音訳作成（カセット・CD化）

### ・奉仕員養成研修

区分	内容
点訳講習会	文章や資料などを点字化する点訳ボランティアを養成する。
音訳ボランティア養成講座	広報ふじ等を音声化し、CD・カセットテープに録音する音訳ボ ランティアを養成する。

## **5. 発達障害者の支援**

---

発達障害のある人が地域においてその人らしく生活できるよう、県の発達障害者支援センター、発達障害者支援コーディネーターと連携して相談支援体制の充実を図るとともに、地域の保健、医療、保育、教育、福祉など関係機関が連携し、ライフステージに沿った支援を行います。

## **6. 高次脳機能障害者の支援**

---

高次脳機能障害を発症した人が地域社会の中で生活できるよう、県の高次脳機能障害支援拠点など関係機関と連携して、対象者の把握や適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

## 7. 基盤整備計画

3. 障害福祉サービスの見込数値にて算出したサービス見込量に対し、対応するサービス供給量を見込むことにより、今後不足するサービス量を算出し、基盤整備計画を策定しました。

### 【障害福祉サービスなどの提供が不足する利用者数】

算出したサービス見込量から、新たなサービス利用者に対し、サービス提供が不足すると考えられる利用者数は以下ようになります。

(人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	12	12	12
自立訓練（機能訓練）			
自立訓練（生活訓練）			
就労選択支援		50	1
就労移行支援	1	1	1
就労継続支援（A型）	9	9	9
就労継続支援（B型）	20	35	37
就労定着支援			
療養介護	1	1	1
福祉型短期入所	3	4	4
医療型短期入所			
自立生活援助			
共同生活援助	5	5	5
施設入所支援			
児童発達支援	2	2	2
医療型児童発達支援			
放課後等デイサービス	7	7	7
保育所等訪問支援			

※空欄は提供不足数を見込まないもの。

※入所施設から地域生活への移行目標	14人
-------------------	-----

【新規施設等整備予定箇所数】

サービス提供が不足すると考えられる増利用者数に対応し、地域において生活する障害のある人や児童に適切なサービス提供を行うため、以下のように新規施設等の整備が必要となることから、新たな事業所の参入を促進するなど、サービス提供体制の確保を図ります。

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	箇所数 (か所)	人分 (人)	箇所数 (か所)	人分 (人)	箇所数 (か所)	人分 (人)
生活介護	1	20	1	10	1	10
自立訓練（機能訓練）						
自立訓練（生活訓練）						
就労選択支援			3	60		
就労移行支援	1	6				
就労継続支援（A型）	1	10	1	10	1	10
就労継続支援（B型）	1	20	2	40	2	40
就労定着支援						
療養介護						
福祉型短期入所	2	4	2	4	2	4
医療型短期入所						
自立生活援助						
共同生活援助	2	10	2	10	2	10
施設入所支援						
児童発達支援	1	5	1	5	1	5
医療型児童発達支援						
放課後等デイサービス	1	10	1	10	1	10
保育所等訪問支援						

※空欄は施設整備を要しないもの。



**お問い合わせ先**

〒417-8601 富士市永田町 1-100

**富士市 福祉部 障害福祉課**

TEL0545-55-2911 FAX0545-53-0151

[fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp)